

令和六年十二月十三日

令和六年第五回岐阜県議定会定例会会議録

第 四 号

議事日程（第四号）

令和六年十二月十三日（金） 午前十時開議

- 第一 議第二百二十九号から議第百六十二号まで
- 第二 請願第二十八号から請願第三十一号まで
- 第三 一般質問

本日の会議に付した事件

- 一 日程第一 議第二百二十九号から議第百六十二号まで
- 一 日程第二 請願第二十八号から請願第三十一号まで
- 一 日程第三 一般質問

第四号 十二月十三日

出 席 議 員

四十六人

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|
| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 | 番 |
| 木 | 判 | 平 | 今 | 牧 | 黒 | 森 | 森 | 山 | 森 | 小 | 中 | 伊 | 澄 | 平 |
| 村 | 治 | 野 | 井 | 田 | 田 | 田 | 内 | 内 | 川 | 川 | 川 | 藤 | 川 | 野 |
| 千 | 康 | 恭 | 瑠 | 秀 | 芳 | 治 | 房 | 益 | 祐 | 祐 | 裕 | 英 | 寿 | 祐 |
| 秋 | 信 | 子 | 々 | 憲 | 弘 | 久 | 壽 | 基 | 輝 | 子 | 生 | 之 | 也 | 君 |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 |

第四号
十二月十三日

三十三番	三十二番	三十一番	三十番	二十九番	二十八番	二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番
小原	松岡	加藤	田中	高殿	長屋	国枝	水野	野村	酒向	布俣	広瀬	若井	恩田	安井	藤本	今井	所
	正人	大博	勝士	光尚	慎征	太郎	吉近	美穂	正也		敦修	佳子	幸	惠忠	政司	竜嘉	也
尚君	人君	博君	士君	尚君	征君	郎君	近君	穂君	也君	修君	子君	幸君	忠君	司君	嘉君	也君	

職務のため出席した事務局職員の職氏名



四十八番	四十七番	四十六番	四十五番	四十四番	四十三番	四十一番	四十番	三十九番	三十八番	三十七番	三十六番	三十五番	三十四番
猫田君	岩井君	玉田君	尾藤君	村下君	森弘君	佐藤君	平岩君	伊藤君	川上君	伊藤君	渡辺君	野島君	水野君
	豊太郎	和浩	義昭	貴夫	正弘	武彦	正光	秀光	哲也	正博	嘉山	征夫	正敏

説明のため出席した者の職氏名



副	副	知
知	知	
事	事	事
河	大	古
合	森	田
孝	康	
憲	宏	肇
君	君	君

同	同	同	同	同	議	議	総	事
主	主	主	係	係	事	事	務	務
任	査	査	長	長	調	調	課	局
					査	査	長	長
					課	課	長	長
					長	長	長	長
					監	監		
中	横	脇	遠	佐	大	若	桂	山
島	田	若	藤	藤	平	野	川	田
雅	直	知	俊	由	洋		義	
斗	道	香	輔	子	右	明	彦	恭

警察本部長	教育部長	県土整備部長	林政部長	農政部長	観光国際部長	商工労働部長	健康福祉子ども・女性局長	健康福祉部長	危機管理部長	清流の国推進部長	総務部長	会計管理者
三田豪士君	堀貴雄君	野崎眞司君	久松一男君	足立葉子君	崎浦理加君	兼松伸和君	堀智考君	丹藤昌治君	平野孝之君	市橋貴仁君	三木文平君	丸山淳君



十二月十三日午前十時開議

○議長（水野正敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（水野正敏君） 日程第一及び日程第二を一括して議題といたします。

+++++

○議長（水野正敏君） 日程第三 一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。三十番 田中勝土君。

（三十番 田中勝土君登壇）（拍手）

○三十番（田中勝土君） 皆さん、おはようございます。

議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

古田知事には、この一般質問において数多くの質問をさせていただきました。そこで、今回は過去に知事に答弁していただいた中で、特に私の印象に残っている二つの質問について、振り返りながら質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに御紹介するのは、今から十六年前、二〇〇八年十二月議会での質問ですが、これは当時策定中であった長期構想について質問したものです。皆さんも御存じのとおり、この長期構想には「人口減少時代への挑戦」というサブタイトルがついています。このとき、私は青森大学社会学部教授の古田隆彦先生の人口減少

に関する論文を引用しながら質問させていただきました。ちなみに、この古田教授は岐阜県恵那市の出身で、県が長期構想をまとめる中で岐阜県職員も指導をいただいた経緯がある方です。

そこで、まずは当時の質問と同様に、この論文の内容を要約して紹介したいと思います。

再び人口増加と成長拡大を目指すのは、もはや無理である。単なる持続や人口減少に比例する縮小では消極的過ぎる。歴史を見渡してみると、過去に人口減少の例がなかったわけではない。中世末期のイギリスでは、農業生産の限界化やペストの蔓延で、一三四〇年から一四四〇年の百年間に三百七十万人から百六十万人へと人口が四割に減った。一方、江戸中期の日本でも集約農業の限界化や飢饉の影響で、一七三〇年の三千二百五十万人から六十年間で二百五十万人以上も減少している。

調べてみると、この双方の事例に共通しているのは、これだけ人口が減少しているにもかかわらず、国民一人当たりの実収入は増えているということである。つまり、この二つの先例が示しているのは、労働力が減っても農地、農具、生産技術などの生産資源が保存されていれば生産性が上がり、生産力が維持されるという事実だ。こうした生産力が生み出す新たなゆとりを積極的に活用することで、イギリスではルネサンスを、江戸中期の日本は化政文化を開花させていった。

今後進むべき道は、一億二千万人に広げた人口容量の余力を、減っていく人口でもっと活用するという濃縮化しかない。さらに、人口減少で生まれる様々な余裕、例えば公共資本や民間資本のゆとり、過密化や環境悪化の緩和などを可能な限り活用して、一人一人の生活水準を上げていく。濃縮社会がもたらすこうしたゆとりが、やがて社会を成熟させ、新たな文化をつくり出す。さらには、次世代の新文明を育む地盤もまた形成していくことになるのだ。

以上が古田教授の論文の内容ですが、このとき私は知事に対し、今紹介したような視点に立って岐阜県の将来像を描いていくべきだと指摘した上で、人口減少社会における進むべき方向性と知事自身が描く希望ある将来像について質問させていただきました。

このときの知事の答弁は以下のとおりでした。

世界史においても日本史においても、何回か人口減少というものがあつた。そして、それを克服する中で新しい文化や社会が生まれてきた。御指摘のルネサンスもそうであるし、江戸の化政文化も同様だ。そうした経緯の中で、今回の日本の人口減少の中で、どのように新しい価値観、新しい社会・文化が生まれていくのか、今はまだその途上にある。私自身、右肩上がりの時代を体験してきた。坂の上の雲を目指そうと、みんな一緒に目標に向かって進もうと、そこには量とスピードを競うという時代の価値観があつた。これからは恐らく、もつと落ち着いた価値観、質の問題、豊かさ、多様性というそうした価値観に変化しながら、それにのっとりた新しい社会や文化やライフスタイルが生まれてくるのではないかと考えている。

私は、これからの望ましい社会像としては、人口減少時代にあつて、一人一人が主役になり、相互につながり交流する中で、地域の魅力など県の潜在能力、いわゆる地域資源が引き出され、地域が活力を得ていく姿ではないかと思つている。大変抽象的ではあるが、人や地域が光り輝く社会と、こう言つてもいいのではないかと思つている。人口減少時代は、人や地域の身近な資源が注目され、その価値が高まっていく時代になる。そういうことのための場をつくる環境整備というのが県の役割と考えている。

今紹介させていただいたように、この答弁の中で知事は、人口減少時代には価値観の変化に伴い、新しい社会や文化、ライフスタイルが生まれる。そして、そこで目指すべきは人や地域が光り輝く社会であると、この

ように述べられたわけです。

さらに、このとき私はこの質問の中で、今ある時代を切り開いて希望ある将来像を描くという強い意志に欠けているのではないかという指摘もさせていただきました。これに対し、知事は、ある人の言葉にと前置きされた上で、次のように付け加えられました。悲観は感情の産物であり、楽観は意志から生まれる。希望ある未来を築いていくのは、それを実現しようとする個々の意志であり、それを高めていくのが我々の役割であると、このように受け止めさせていただいたのを今でも鮮明に覚えています。

現在、私たちは人口減少社会の真ただ中にいます。その中で私たちは、不足する労働力をどう補うか、高度化、複雑化した社会システムをどう維持していくのか、どのようにして人口減少に歯止めをかけるのかという問題に血眼になって取り組んでいるわけですが、こうした過去のやり取りを振り返ってみると、改めて我々はどうな社会を目指すべきなのか再確認する必要があるのではないかと考える次第です。

今回の一般質問の中では、多くの議員が清流の国ぎふづくりについて触れられています。これは議会事務局に調べてもらったのですが、県政の中で「清流の国ぎふ」というフレーズが使われるようになったのは、古田知事就任二期目以降のことです。簡単に時系列にまとめみると、二〇一二年、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会、二〇一三年、総合企画部内に清流の国づくり局清流の国づくり推進課を設置、同じく二〇一三年、「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議を設置、二〇一四年、清流の国ぎふ憲章を策定といった具合です。

次に紹介させていただくのは、先ほどの質問から八年半後、二〇一七年二月議会での質問です。このとき私は古田県政四期目のスタートに当たり、あえて二〇〇八年と同じ質問をさせていただきました。前回の答弁の中で知事が掲げた人口減少社会におけるあるべき将来像と、現在進行形で進められていた清流の国ぎふづくり

が、どのようにつながり、そしてそれをどう展開しようとしているのか確認したかったからです。

このときの答弁をまた要約して紹介します。

人口減少社会にあつては豊かさの価値観が量から質へ、画一性から多様性へと変化をし、経済活動はもちろん、個々人の生きざま、地域の在り方、そして社会のシステムも変わっていくものと考えている。まさに二十世紀が組織の世紀であつたとすれば、二十一世紀は個人の世紀となるだろうという指摘もある。そうした中であつて、あるべき岐阜県の姿は、県民一人一人が地域のつながりの中で地域の誇る資源や潜在能力を最大限に生かして活躍し、地域の活力を高めていく姿であると考えている。そういった意味では、二〇〇八年当時のかつての私の答弁から基本的に変化はない。岐阜県長期構想もまた、そうした考え方に立脚したものとなつていく。

その上で、これまで県民の皆さんのふるさとに対する様々な考えを伺いながら、全国植樹祭、全国豊かな海づくり大会、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会などの全国規模の行事を開催してきた。そうした中で、様々な展開される岐阜県の魅力を一筋に貫くものは何かということにずっと思いを巡らせてきた。そして、それがまさに清流であり、清流の国ぎふづくりであると考えた次第だ。平成二十六年に取りまとめた清流の国ぎふ憲章は、そうした思いの結晶であり、到達点だ。今、私が改めて思い描く岐阜県の将来像とは、県民一人一人がこの清流の国ぎふ憲章の理念を共有し、これを絆として清流の国ぎふづくりを進め、輝いていく姿である。県内各地には、個性的、魅力的で多種多様な自然、歴史、そして地域資源がある。それらがばらけていくのではなく、逆に本県を貫く清流のごとくつながり、人と人、地域と地域が絆と連携を深め、「清流の国ぎふ」として大きく相乗効果を發揮していけるように取り組んでいきたい。さらに、あえて言うならば、内向きの日本が危惧さ

れている現在、この清流の国ぎふの魅力が世界の各地にしっかりと届き、グローバルな交流の中で輝いていく姿に思いを巡らしている。今、県政が取り組んでいるもろもろの政策は、まさにその具体化であり、各論展開であると考えている。

以上ですが、清流の国ぎふづくりとは、様々に展開される岐阜県の魅力を一筋に貫くものであり、清流の国ぎふ憲章は、そうした思いの結晶であり、到達点であると。そして、知事が思い描く岐阜県の将来像とは、県民一人一人が清流の国ぎふ憲章の理念を共有し、これを絆として清流の国ぎふづくりを進め、輝いていく姿であると、このように述べられたわけです。

二〇〇八年の議会答弁から現在に至るまで、私なりの視点で県政を眺めてまいりましたが、人口減少社会にあって、人や地域が光り輝く社会を目指す清流の国ぎふづくりは、多くの人々によりあらゆる場面で繰り返して語り続けられ、その理念を県民の間で共有しながら確実に広がり、今日まで進められてきたと感じています。

先日、古田知事が最後の一步として位置づけられた「清流の国ぎふ」文化祭二〇二四が閉幕しました。その閉会式において知事は、自らが県民が共有すべき理念として掲げた清流の国ぎふ憲章の三文字「知・創・伝」に新たに共にの「共」の文字を加えると宣言されました。そこには次のようにあります。ふるさとへの愛着と誇りを胸に、一人ひとりが輝く未来を共に築きます。

そこで、古田知事にお尋ねします。

これまでの清流の国ぎふづくりを振り返りながら、最後に清流の国ぎふ憲章に、共にの「共」の文字を加えられた思いについて、知事の答弁をお願いいたします。

今回の質問は以上ですが、最後に一言だけ申し上げます。

古田知事に答弁をいただくのは今回が最後の機会になりました。特に笠松競馬が存廃で揺れていた際には、ほぼ毎回のようこの議場で質問させていただき、そして経営危機を乗り切るために様々な御尽力をいただきました。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

古田知事の任期は、来年二月五日までと伺っています。残り約二か月となりましたが、知事の目指す清流の国ぎふづくりに最後まで御尽力いただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○議長(水野正敏君) 知事 古田 肇君。

(知事 古田 肇君登壇)

○知事(古田 肇君) おはようございます。

清流の国ぎふ憲章に込めた思いということで、お尋ねいただきました。

議員からは、平成二十年と、それから平成二十九年に人口減少社会において目指す岐阜県の将来像をお尋ねいただいたいただいた際の私の答弁を御紹介いただきました。懐かしい思いで拝聴しておりました。一言で要約すれば、私からは、人口減少社会にあつて、あるべき岐阜県の姿は、県民一人一人が地域のつながりの中で地域の誇る資源や潜在能力を最大限に生かして活躍し、地域の活力を高めていく姿であろうと、二回ともおむね同様の内容を答弁させていただいたわけでありです。私が目指す岐阜県の将来像は今も変わるものではないと思います。コロナ禍を経て、ますますその思いは強くなっているということかもしれません。

改めて振り返りますと、既に申し上げておりますけれども、知事就任以降、岐阜県の多様な魅力を一筋に貫

いてアピールできるものは何かということを決えず考えてまいりました。そうした中で、一つの大きなきっかけが全国豊かな海づくり大会でありまして、森は海の恋人、川は仲人と、森・川・海のつながりを強調する中で、清流こそが岐阜県民の心に根づき、心をつなぐものであるというふうな考えに至ったということです。

また、上海国際博覧会の日本館における「岐阜県の日」では、「水の源々清流と森林から生まれた岐阜」をテーマに本県の清流の恵みを様々紹介いたしました。そして、その後、香港、シンガポールと海外キャンペーンを進めていく中で、清流というものに対して彼らが安全な水というふうな受け止めて大きな反響を得たということ、改めてこの清流というものの大切さについて意を強くしたことも覚えております。そして、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会と銘打った両大会では、百万人の大交流を実現し、大いに盛り上がりました。

こうした経緯を踏まえて、各界の代表者にお集まりいただいた県民会議の下で、平成二十六年に策定いただいたのが清流の国ぎふ憲章でございます。これにより、清流がもたらした地域の自然、歴史、伝統文化を知って磨いて創造し、守り伝えると、「知・創・伝」の精神を明らかにいたしました。

平成二十七年には、清流長良川の鮎が世界農業遺産に登録され、国際的にも清流の魅力が評価されました。そして、このたびの「清流の国ぎふ」文化祭二〇二四では「ともに・つなぐ・みらいへく清流文化の創造」をテーマに、県内四十二市町村で三百を超える事業を実施し、二百七十万人を超える大交流を実現したわけがあります。

この文化祭が目指したところは、地域に対する愛着と誇りの醸成、そして共生・共創社会の実現であります。この共いの精神は、新型コロナウイルス感染症などの様々な難局を通じて生み出された本県のオール岐阜の取組に通ず

るものであります。これらを踏まえ、文化祭の閉会式において清流の国ぎふ憲章の「知・創・伝」に「共」を加えることを表明し、岐阜県の未来を共に築いていく決意をお示したところでございます。これによつて、冒頭申し上げた岐阜県の将来像を簡潔明瞭かつ十全に表すことができたのではないかとふうに思っております。そして、このことを県民の皆様と感じ取っていただけるように、挾土秀平氏の鮮やかな「知・創・伝・共」の作品を玄関ロビーに掲げさせていただいた次第でございます。

○議長（水野正敏君） 二十四番 酒向 薫君。

〔二十四番 酒向 薫君登壇〕（拍手）

○二十四番（酒向 薫君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして大きく二項目、三点についてお伺いをさせていただきます。

古田知事におかれましては、五期二十年、今期の任期をもつて勇退されます。一抹の寂しさを感じるのとは私ばかりではないと思っております。県民の幸せ、県政の発展のために格別の御尽力をされたことに敬意をもつて感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

それでは、質問をさせていただきます。

次世代を担う子供・若者の活躍支援について、お伺いいたします。

今年七月、岐阜県において秋篠宮殿下、同妃殿下、悠仁殿下の御臨席を仰ぎ、清流の国ぎふ総文二〇二四（第四十八回全国高等学校総合文化祭）が、十月には天皇后陛下の御臨席を仰ぎ、「清流の国ぎふ」文化祭二〇二四（第三十九回国民文化祭、第二十四回全国障害者芸術・文化祭）が開催され、岐阜県内はもとより、全国・海外からの多くの人々が、我が郷土、岐阜県を訪問されました。両大会とも文化の大交流の下、成功裏

のうちに幕を閉じ、大変すばらしい大会になったと思います。まだ閉会してから日も浅く、大会期間中の多彩なイベントに、いまだ感動冷めやらぬ方もたくさんおられるのではないかと思います。

古田知事は両大会の開催において、今年は文化イヤーの年である。私にとって五期二十年間の知事としての集大成の大会になると、この大会への並々ならぬ思いと勇退される御自身の思いを感慨深く話されたことが大変印象深く残っております。

さて、さきに紹介したとおり、令和六年七月三十一日から八月五日に「集え青き春 漕ぎ出せ知の筏 水面煌めく清流の国へ」の大会テーマの下、若き高校生が主人公の清流の国ぎふ総文二〇二四が開催されました。これは、文化部のインターハイとも称されるイベントであります。全国高等学校文化連盟に専門部が置かれている十九部門について、高校生が活躍する全国大会であります。具体的には大会期間中、県内十五市町で演劇、合唱、吹奏楽、写真や将棋など十九部門に加え、岐阜県独自の三部門から成る二十二部門で、全国から高校生約二万人が日頃の活動の成果を披露しました。国内にとどまらず、海外からも韓国、ベトナム、リトアニアの高校生も参加するなど、国際交流に力を入れる岐阜県らしさが出た内容であったと思っております。

この大会は、高校生自らが実行委員に応募し、総合開会式などを企画運営するものであり、大会の約二年前から生徒実行委員会を立ち上げ企画構成を行い、何回も打合せなどの会議を重ね、PRイベントを開催するなど創意工夫をし、未来に向けた大会にしようという強い思いで努力を重ねられたとのことであり、ここでも、大会に参加した高校生の感想を紹介いたします。

地域の伝統文化や歴史に直接触れることで、その深さや価値を再認識した。自分たちの文化を守り、次世代に伝える重要性に気づいた。他地域の伝統文化との比較を通じ、自分の地域の独自性や誇りを感じた。実行委

員会の運営やイベントの準備で、仲間とのコミュニケーションや役割分担の重要性を体感した。困難を乗り越える中で、一人ではできないこともチームなら成し遂げられる実感を得た。地域の大人や専門家との交流を通じて、地域社会の課題や可能性について学んだ。県内の他の高校生、他県の高中生、海外高校生との交流など、今までになかった経験ができた。最後に、地域社会発展に関心を持つきっかけとなった。

この大会は高校生にとつても大変貴重なものであり、一生涯の思い出になるとともに、こうした経験は今後の人生において必ずやポジティブに働くものと確信しております。

前置きが長くなりましたが、両大会を通じて得た経験、成果を一過性に終わらせるのではなく、これを初めの一步にすべきと考えます。私は、子供・若者が活躍できる、そんな社会の実現が次世代の育成につながるものと確信しております。

近年、子供・若者を取り巻く環境は劇的に変化しており、多くの社会問題が発生しております。はじめ、不登校、自殺、子供の貧困、ネットいじめ、青少年の犯罪被害、ヤングケアラ、若者無業者、ひきこもり、非正規雇用など、いずれも深刻な問題であり、決して容易に解決できる問題とは思っていませんが、日本の社会が丸となって考え、ありとあらゆる手段をもってこうした問題の解決に当たっていく必要があると思えます。

こうした諸課題に対応すべく、国では昨年四月にこども基本法を制定し、同法に基づき幅広いこども施策を総合的に推進するために、今後五年間程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたこども大綱を策定し、こどもまんなか社会の実現を目指すこととしています。

県においても現在、岐阜県こども計画の策定を進めているところであり、また岐阜県こども計画と一体的に

策定する計画とされている岐阜県青少年健全育成計画では、青少年が地域社会人として必要な自立力、共生力、自己表現力を育成するため、心身の健やかな成長や個性を伸ばす取組を推進し、社会的自立を支援することとされており。

私は、子供・若者が活躍するには、具体的な施策がどのように影響を与えるのか、またこれらの計画や施策がどのように未来の課題解決や社会成長につながっていくかといった点などをしっかりと議論し、精査しながら推進することが重要と考えます。

岐阜県の将来を担う子供・若者が活躍できる、そんな社会の実現こそが、次世代の育成、ひいては今後の日本、岐阜県の未来につながっていくものと考えます。現在策定中の岐阜県子ども計画においても、子供・若者の活躍をしっかりと位置づけて、これに対する支援にしっかりと取り組んでいくことが重要だと考えます。

また、この総文祭においての明かりを消すことなく、県が主導して、市町村に高校生の活躍の場、高校生の活躍の機会を推進していくことが重要であり、強く要望いたします。

そこで、知事にお伺いをいたします。

清流の国ぎふ総文二〇二四での高校生の活躍などを踏まえ、子どもまんなか社会の実現に向けた次世代を担う子供・若者の活躍支援に対する知事のお考えと、今後の取組についての御所見をお聞かせください。

次に、大きく二つ目でございます。

労働力不足、人口減少下における人材確保支援について質問いたします。

岐阜県では少子高齢化が進行し、労働力人口の減少が顕著となっております。特に、中山間地域では若年層の流出が課題となっており、人材不足、労働者不足を補うためには、女性、外国人、高齢者といった多様な人

材が求められています。

そこで、今回の質問は、労働力人口減少下における人材確保支援として、高齢者と障がい者の雇用に的を絞り質問させていただきます。

まず一つは、シニア人材の活用に向けた支援についてです。

御存じのとおり、本県は製造業を基幹とする「モノづくり立県」であり、高い技術力を有する中小企業が数多く集積しています。しかし、昨今の雇用状況と少子高齢化社会への進展を背景に人手不足感が深刻化しており、労働力の確保が大きな課題となっております。特に中小企業の製造業においては、卓越した技能継承や次世代を担う人材育成が課題に上げられております。

こうした中、人材不足、労働力不足を補うためには、女性、外国人、高齢者といった多様な人材、労働力を活用する必要があります。県では令和五年三月、今後五年間の本県経済振興の方向を定めた岐阜県経済・雇用再生戦略を作成されております。この戦略では六つのプロジェクトが示されているところです。このうち、人材確保・雇用対策プロジェクト中、主な取組として、高齢者、外国人人材、就職氷河期世代の就労促進という項目があり、働く意欲のある高齢者、外国人人材、就職氷河期世代の方々へのきめ細やかな支援により、多様な人材の就労を促進することとされております。

今回、シニア人材に特化した質問のため、外国人人材、就職氷河期世代の部分についての言及は避けませんが、昨今、年収百三万円の壁がにわかに話題となっております。

百三万円の壁とは、基礎控除と給与所得控除を合わせた金額が百三万円であるところ、年収がこれを超える」と所得税が発生するため、アルバイトやパートで働く方の働き控えが生じます。特に、年末繁忙期には人手不

足に陥ると言われております。ほかにも社会保険料の関係では年収百六万円の壁、年収百三十万円の壁もあります。高齢者雇用の関係では、同じように年金五十万円の壁もあります。

高齢者雇用の関係では、その解決に向けて現在、国の年金部会において検討が行われているようであり、これは、現在六十五歳以上で働いている人は、賃金と厚生年金を合わせて月五十万円を超える年金が減る仕組みと言われております。人生百年時代と言われる現在、超少子高齢化社会となっています。

近年、健康寿命の延伸というフレーズをよく耳にしますが、それを裏づけるかのように全国的にも全体的にもこの健康寿命が延びており、いわゆる元気で丈夫な高齢者が増えてきております。県においては、岐阜県健康増進計画第四次ヘルスプランぎふ21の基本目標の一つとして健康寿命の延伸が上げられております。介護費や医療費等の社会保障を抑制する観点からも非常に重要な取組であり、また高齢者の健康問題は、高齢者本人はもとより家族にとっても重要な関心事でありますので、大いに推進すべきものだと考えております。

また近年、老後資金二千万円問題が多くメディアで取り上げられております。簡単に概要を説明しますと、二〇一九年三月、金融庁がまとめた人生百年時代を見据えた資産形成を促す報告書の中で、長寿命化によって会社を定年退職した後の人生が延びるため、九十五歳までに生きるには夫婦で約二千万円の金融資産の取崩しが必要になるとの試算が示されました。公的年金制度だけでは老後資金不足に陥る可能性に触れ、長期分散型の資産運用の重要性を強調したものであります。

こうしたニュースに触れると、日本の年金制度に不安を感じてみえる方も多くあるのではないのでしょうか。例えば、国では六十五歳超雇用推進助成金として、六十五歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用管理制度の設備、高齢者の有期契約労働者を無期雇用に転換する措置を講じた事業主に対する助成を独立行政法人高齢・

障害・求職者雇用支援機構において、実務的な知識や経験を有する専門家である高年齢者雇用アドバイザーによる相談、助言サービス等の事業を実施しております。

先ほどお話ししたように、岐阜県経済・雇用再生戦略においても、高齢者の就労支援において岐阜県シルバ―人材センター連合会と連携し、高齢者の就労を促進することとされておりますが、高齢者の持つ豊富な経験と知識を活用した地域経済や技能の継承に貢献する仕組みづくりのほか、高齢者の体力や健康状況を考慮したシニア特有の働き方改革について、企業への普及・啓発等も必要ではないかと考えております。

このように、少子高齢化による労働人口が減少していく中であっても、定年後も働けるうちは働こうという方や、働くことに生きがいを感じられている元気で丈夫な高齢者にいかに働いてもらい、人材不足や技能継承に貢献していただくことが重要になってくるのではないかと考えております。

そこで、人口減少社会における労働力人口確保のためには、退職後も働く意欲のあるシニア人材の活用が重要と考えますが、今後、県としてシニア人材の活用に向けた支援にどのように取り組んでいくのか、商工労働部長にお伺いいたします。

二つ目でございます。

企業の障がい者の雇用や職場定着に対する支援についてお伺いをいたします。

最近、子供全体の数は減少しておりますが、障がい児の数は増加傾向にあります。その要因として、発達障がいへの認知度の高まりなどにより、障がいの理解の広がり、早期発見につながっているものではないかと言われております。いずれにしても、障がいのある子も障がいのない子も分け隔てなく、いろいろな経験をしながら、社会人となった後も共に暮らしていける社会づくりが求められております。

平成二十八年四月、改正障害者雇用促進法及び障害者差別解消法の施行と同時に、本県においても岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が施行され、障がいを理由とする差別の禁止のほか、共生社会実現の施策として障がいに対する理解促進、障がいの理解促進に向けた教育の充実、幼児期からの障がいのある人となし人との交流の促進等に取り組むこととされており。

この条例の趣旨を踏まえ、障がい者雇用の場において、雇用分野における障がい者差別の禁止や合理的配慮の提供についても、引き続き周知徹底が必要ではないかと考えます。

また、障がい者雇用については、行政機関においても民間企業においても法定雇用率が定められております。現在、民間企業では二・五%、国・地方自治体では二・八%、都道府県等の教育委員会では二・七%となっており、令和八年四月以降は、民間企業では二・七%、国・地方自治体では三・〇%、都道府県等の教育委員会では二・九%に法定雇用率が引き上げられることとなっております。もちろん法定雇用率を引き上げることも重要ではありますが、県においては国や民間企業などと連携しながら、障がい者に対する企業の理解促進をはじめ、企業において障がい者が安心して働ける環境整備に対する支援、短時間雇用などの雇用体系の多様化の推進なども重要と考えております。

そこで、障がいのある方がその能力を発揮し、職場で活躍していただくための環境づくりが重要と考えておりますが、県として企業の障がい者雇用や職場定着に対する支援にどのように取り組んでいくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。御清聴誠にありがとうございました。

(拍 手)

○議長（水野正敏君） 知事 古田 肇君。

〔知事 古田 肇君登壇〕

○知事（古田 肇君） 次世代を担う子供・若者の活躍支援についてのお尋ねがございました。

御指摘もありましたが、この夏の清流の国ぎふ総文二〇二四では、高校生が主体となって企画運営を行い、全国や世界の仲間とつながり、本県の魅力を発信していただきました。さらに、十一月には「清流の国ぎふ」文化祭の事業の一つとして行われたぎふ総文の成果発表という場を設けましたが、その場でも日常生活、学校生活でも積極的にこの総文を通じて動けるようになったと、あるいはこれからの未来に向かって頑張りたいといったような声が多々寄せられておりました。

ぎふ総文に集まった高校生が、それぞれ青春といいますが「アオハル」と言っておられますが、アオハルへとこぎ出そうとする姿に清流の国の未来を担う人材が育っていることを実感し、本県の確かな希望を見る思いがした次第でございます。

しかしながら、近年、子供・若者をめぐる環境は、議員からも詳しく御指摘がありましたように厳しさを増してきております。その健やかな成長や将来に大きな影響を及ぼしかねないわけであります。

今回、県のほうではこども計画の策定をしているところでございますが、そうした状況をしっかりと把握するとともに、子供・若者の意見や思いを丁寧に取り扱っていただき、職員が施設や学校等に赴いて対話をしたり、いつでも自由に意見を送付できるオンラインフォームを活用した意見聴取なども行ってまいりました。

こうした意見は一昨日も御答弁申し上げましたが、県のこども計画において四つの柱に整理した上で、具体の施策に反映してまいりたいと考えております。

第一の柱は「ライフステージに応じた切れ目のない支援」ということでございますが、例えば将来は自分の得意なことを生かして社会に役立ちたいといったような夢や自己実現に関する思いが寄せられておりますが、例えば著名アスリートの指導者としての招聘でありますとか、起業家教育でありますとか、そういったことを進めてまいりたいと思います。また、キャリアプランナーの配置やライフデザイン教育の充実などを図るなど、自らの可能性を広げ、実現への道筋を描くことができるよう支援してまいります。

第二の柱は「困難な状況にあることもへの支援」でございます。障がい児や医療的ケア児など、その支援ニーズに応じてきめ細かなサポートを行ってまいりたいと思います。

加えて、家族の看護でストレスがたまる、自分のペースで過ごせる場所が欲しいといった声もございました。困難な状況に置かれたこうした子供や若者が社会から孤立することなく安心して生活できるよう、相談の場やきめ細やかな支援を行う居場所づくりなどを進めてまいりたいと思います。

第三の柱の「子育て中の方への支援」に関しましては、今まさに子育て中の若い世代からも、急に子供が体調不良になったときに不安であると、あるいは育児の悩みをどこに相談していいか分からないといった声が多数寄せられております。これを踏まえ、子ども・子育てを支えることのできる保健医療提供体制の充実や、育児に不安や孤立感を持つ子育て中の方の早期把握と支援の充実に、市町村あるいは医療機関等と連携を取りながら取り組んでまいりたいと思います。

そして、第四の柱は「社会全体でのこども・子育て支援」ということでございます。本県では、未来を担う子供・若者に対して様々な社会全体で支援を行ってきております。登下校の日常的な見守り活動はもとより、地歌舞伎、風流踊りなど、地域の伝統芸能への参加、スポーツ、楽器・合唱などの指導、農作業体験活動の支援な

ど各地で行われておりますが、県としてもこうした活動を奨励し、支援してきたところでございます。

ほかにも清流の国ジュニアアスリート育成プロジェクトでは、優れた人材をジュニア世代から発掘・育成し、オリンピックにも誕生しております。

また、創設から三十年を迎えましたぎふ・リスト音楽院マスターコースでは、修了生が国際コンクールで優勝するなど、世界で活躍できる人材の育成も支援してまいりました。

さらに、今回寄せられた意見の中には、観光振興策を考えて行政に直接訴えたいというような意見もございました。

こうした地域に積極的に関わりたいといった思いを受け止め、例えば地元企業や生産者の皆さんとも連携しながら、いわゆる探求的学習として、地域の魅力の発信や商品開発に取り組む機会を設けるなど、子供・若者を地域づくりのパートナーと位置づけて支援してまいりたいと思っております。

以上、県が現在策定中のことも計画の大筋について御紹介をさせていただきました。子供・若者は本県の宝であり、未来の宝であります。全ての子供・若者がそれぞれに希望にあふれた幸福な生活を送ることができるよう、その成長を地域社会全体で支え、ぎふっこまんか社会の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（水野正敏君） 商工労働部長 兼松伸和君。

〔商工労働部長 兼松伸和君登壇〕

○商工労働部長（兼松伸和君） 労働力人口減少下における人材確保支援について、二点質問いただきました。

まず、シニア人材の活用に向けた支援についてお答えします。

豊富な経験を持つ高齢者の雇用は、労働力確保に加え、技術やノウハウの持続・伝承の点から企業にとって有効と考えています。そのため、県中小企業総合人材確保センターを通じ、企業、求職者双方を対象とした専門家による相談対応やマッチングイベントを実施しているところがございます。

また、特に中高年の就労促進に強みを持つ財団法人産業雇用安定センターと連携し、人材バンクを紹介するなどの支援を行っているところでございます。

これらの支援を通じて課題と受け止めているのは、就労時間や賃金水準などの労働条件でのミスマッチが多いことです。そのため、今後は個人差のある高齢者の体力や健康面にも企業が柔軟に対応できるよう、新たに短時間就労の手法導入を図るため、企業向けセミナーなどの開催を検討してまいります。さらに、企業と高齢者とのマッチングイベントの回数を増やすなど、高齢者雇用を希望する企業支援の充実強化を図ってまいります。

次に、企業の障がい者雇用や職場定着に対する支援についてお答えします。

県では、多面的に障がい者雇用の企業支援を実施しています。まず第一に、企業側の理解促進に向け、企業のトップや人事担当者向けのセミナーや従業員向けの出前講座、先進企業の見学会などを実施しています。第二には、企業ごとの課題解決です。受入れ環境整備、仕事の切り出し、助成金活用など、昨年度助言を行った企業は三百六十七社に上りました。第三には、障がい者の職場定着につなげる支援者の養成です。先輩職員などを企業内サポーターとして養成しており、現在百六十六名の方に御活躍いただいています。

今後は、さらなる障がい者雇用の拡大に向け、まず雇用の実績がない事業者に重点的な働きかけを行います。個別訪問、事例紹介、一人目の雇用につなげるためのセミナー、そして雇用に至る支援を進めます。加えて、

課題である精神障がい者の定着に対しては、その対応を手引としてまとめ企業を支援いたします。また、重度障がい者の就労に対しては、就労可能な短時間雇用を提案し、マッチングにも取り組んでまいります。

○議長（水野正敏君） 十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） それでは、日本共産党の代表質問を行います。

まず初めに、県財政についてです。

古田知事二十年間の県政運営の中で、大きな課題の一つとしても取り組まれてきた問題ですので、最初に質問をさせていただきます。

秋に公表された県政世論調査では、今後、県が重点的に進めるべきだと思ふ分野では、高齢者福祉が最も高く約三三％、次いで防災対策、子育て支援という順で結果が出ております。県は、こうした県民の声にしっかりと寄り添うべきであり、そのためにも財源を計画的に確保することが今大変重要になっていると考えます。

そこで、県財政について、現状と、そして今後の課題についてお聞きしたいと思います。

今議会一般質問初日に知事は、県財政は厳しい状況にあり、今後も続くという旨述べられました。今後、公債費の増加、いわゆる県の借金の返済ですが、これが増えるということが、見込まれるということです。

県の財政規模に対する県債、いわゆる借金ですけれども、この県債の返済規模を示す実質公債費比率は、最新の令和五年度決算では八・三％となっています。しかし、これが令和六年度当初予算資料によると、このままの規模で起債を続けると、今後四年間で急激に悪化して、九年後、令和十五年度には十三・一％まで上昇するという見通しが示されております。

この実質公債費比率は、県の財政規模における借金の返済規模を示すものですので、一％は岐阜県の現在の財政規模だと、およそ四十億から五十億円に相当すると言われています。上昇すればするほど将来の福祉や教育などに充てる財源がなくなっていることとなります。

この間、多くの県民からの請願を私はこの議会で紹介議員として提出させていただきました。多くのものはほかの議員の皆さんにも理解を示していただきましたが、それでも課題は財源というところで不採択になるものもありました。例えば、教育費の中で最も重い学校給食については、国が無償化の方針を決めたものの、いまだ時期は不透明であるため、東京都のように都道府県が財政支援をする事例が始めております。仮に二分の一を市町村に財政支援し、全県の小・中学校の給食を無償化するとなると四十一億円ほどが必要です。

岐阜県内市町村や首長からは、子供の医療費助成の岐阜県の財政支援を小学校入学前から義務教育終了まで引き上げてほしいという要望が出されてきました。今回、同様の請願を今議会にも提出させていただきました。中学校卒業まで一気に県の助成制度を拡充するとなると、県負担は約二十一億円、十八歳まで無料にする都道府県が増えておりますが、そうなると必要な財源は約二十七億円です。

さきの九月議会で質問させていただいた県立学校の体育館へのエアコン設置については、教育委員会としてエアコンの必要性を認めておられますが、それでも全ての県立学校の体育館に設置するには約七十億円かかるとの見通しが示されました。先ほどの実質公債費比率の上昇というのは上昇分だけで、これら三点を一気に実施できるほどの規模の財源が公債費で失われるというものであります。それほどの深刻なことだと私は受け止めております。臨時財政対策債を除く県独自の県債は、ほとんどが公共事業に伴うものです。今議会で追加議案として出された補正予算案の中でも県債が約九十億円追加となっております。さきの九月議会でも、県債は

約九十六億円が追加の補正予算として出されました。公共事業をやるべきでないということは決して申し上げません。しかし、その内容を精査し、せめて年間の起債額と返済額のバランスを慎重に見ていくべきではないでしょうか。

県では適切な起債額をめどを持っていないということでしたが、災害など想定外の事態は別にしても、本来は起債のめどを持ち、慎重になるべきだったと考えます。

そこで質問です。

一点目、知事にお聞きします。今後の公債費は、今年度と比べ年間どれほど増えると見ておられるでしょうか。行政サービスを充実させる財源がなくなるだけでなく、現在のサービスの維持も難しくなってくるのではないと思いますが、どのような影響が出るでしょうか。

二点目、総務部長にお聞きします。この実質公債費比率悪化の要因は何だとお考えでしょうか。

三点目、知事にお聞きします。毎年、県の予算の中で最も県債が大きい事業は国直轄事業負担金であり、これは長年この傾向が続いております。今年度の東海環状自動車道関連予算は、当初予算資料によると約百億円であり、その九割に当たる約九十億円が県債であります。財政健全化を進めたとおっしゃいますが、根本的なところにメスが入っていないのではないかと思います。大部分を県債で賄う大型公共事業を取捨選択できていないのではないのでしょうか。

続きまして、賃上げ支援について伺います。

先ほどの県政世論調査では、三年連続で生活が苦しくなったという方が変わらないを上回りました。要因は、断トツで物価高騰による支出増、次いで給料などの収入が増えない、または減ったという回答です。

厚労省が発表した最新の十月の統計調査では、名目賃金から物価上昇の影響を考慮した実質賃金がようやく前年同月比でマイナスから横ばいとなりました。ちょうど最低賃金の引上げのタイミングもあり、その効果が少しずつ現れているとも言えますが、これまでずっとマイナスが続いていたということ、さらに業種や事業者規模で見るとまだまだ課題があります。

幅広く全労働者の賃金を底上げするために、特に給与水準が低い小規模事業者や給与水準が製造業の八割から七割にとどまっている卸売小売業、医療・福祉の分野への支援を強化していただきたいと思えます。

これまで岐阜県では、企業が稼ぐ力をつけるという点に集中した小規模事業者の設備投資等への支援などの政策が展開されてきました。しかし、同時に賃金を上げる経済対策も重要です。他県では県独自に賃上げの支援を創設し、積極的に取り組む事例が出ています。山口県では初任給等引上げ応援奨励金を創設し、初任給や若手従業員の賃金を引き上げた中小企業に対し、一人当たり十万円を支援。岩手県では昨年度、時給五十円以上引き上げた企業へ一人当たり五万円を支給する物価高騰対策賃上げ支援制度を創設。さらに、今回の最低賃金の引上げを踏まえた支給額の引上げ等、制度拡充を年内に行うという方向で検討しているということです。

一昨日、国の経済対策に伴う補正予算案がこの議会で追加上程されました。しかし、経済対策としては物価高騰対策が多く、賃上げに直接関わる支援策は見当たりません。県政世論調査では、物価高に賃上げが追いついていないことで県民生活が苦しくなっていることがはっきりと表れております。他県の取組も参考に、賃金を上げる支援を検討すべきと思います。

そこで質問です。

一点目、知事にお聞きします。これまでの事業者支援の取組は、物価上昇を超える賃上げにつながったでし

ようか。成果と課題をどのようにお考えか、お聞かせください。

二点目も知事にお聞きします。先ほど他県の事例を御紹介しましたが、稼ぐ力をつける支援と直接的な賃上げ支援の両面での支援が重要ではないかと思えます。経済対策として、賃上げを行う事業者への県独自の支援が必要ではないでしょうか。

次に、他業種と比較し、給与水準が低いことが以前から課題となっている福祉施設職員の賃上げについて、それぞれ伺います。

まず、保育士の賃上げに向けた支援についてです。

ようやく保育士の配置基準が見直されましたが、それでも現場では配置基準以上に保育士を配置しないと子供たちを安全に保育することは不可能だとの声が寄せられています。多くの保育施設では、国の配置基準以上に保育士を配置していますが、財政支援は配置基準に基づいており、実際には賃金が他業種水準まで上がっておりません。

また、小規模保育事業者からは、これまでの国の処遇改善を歓迎する一方、認可と認可外保育で職員の処遇改善に差が出ている現状が訴えられています。例えば、三歳未満児を保育する小規模保育と三歳以上児を保育する認可外保育を一つの施設で運営されている方からは、同じ保育でありながら三歳未満児は保育士の処遇改善が進んでいるが、三歳以上児のほうは保育士の健診費用等しか支援がなく、最低賃金ぎりぎりの状態であると県に支援を要望されています。

認可外保育所は待機児童解消のため重要な受皿になっていますし、今国全体で進めている賃上げは、認可、認可外に関わらず全ての保育労働者を対象にすべきです。

そこで、子ども・女性局長にお聞きします。国において保育士一〇・七%賃上げが検討されていますが、公定価格の引上げであり、認可外や配置基準以上の配置をしている実態を見ると、数字どおりの賃上げとならない可能性が大きいと思います。また、認可外保育所など対象から外れる施設の保育士の賃上げをどうするか課題です。県独自の支援策が必要ではないでしょうか。

続いて、介護従事者について健康福祉部長にお聞きします。介護従事者においては、今年度報酬改定があったものの、他業種との比較や物価高の状況を勘案すると十分とは言えません。県内の市町村では独自の処遇改善支援が行われていると聞いていますが、県として賃上げにつながる支援が必要ではないでしょうか、お聞きいたします。

続いて、リニア中央新幹線の整備事業について質問します。

六月議会でリニア中央新幹線のトンネル工事による地下水の水位低下、枯渇について質問いたしました。事態が起きてから半年以上が経過し、いまだ先の見通しが持っておりません。さらに、その付近では地盤沈下が続いており、十一月二十七日の岐阜県環境影響評価審査会地盤委員会、以下地盤委員会と申し上げます。この地盤委員会では、地盤沈下が大きい地点は資料によると、十一月十九日時点で五・九センチとなっていることが明らかになりました。かなりのスピードで沈下が進んでおります。

この地盤委員会には地元瑞浪市の市長が御出席され、地盤沈下による建物への深刻な影響について発言されました。さらに、地盤沈下を止める対策、地下水の水位回復等の対策、今後の見通しを住民に説明することを要望されています。切実な訴えであり、住民として当然の要望だと思い、お聞きしておりました。JRはしっかり受け止めるべきです。

そこで二点、知事にお聞きします。

一点目です。地盤委員会では六つの論点の下、議論が続けられていますが、水位の改善は見えず、先の見通しは示されていません。住民は水位を戻してほしいという願いを持っていますが、県も同じお考えでしょうか。水がれや地盤沈下という問題に対して、住民の側に立って対応を続けてほしいと思います。お考えをお聞きいたします。

続いて、リニア中央新幹線整備事業そのものについて伺います。

これまで県は、地域活性化を期待し、リニア中央新幹線の整備促進を強く求めてきています。しかし、地下水の水位低下や枯渇が起こり、付近で起きている地盤沈下は止まっておらず、いまだに効果的な対応策が見いだせておりません。JRは、不安を抱える住民に今後の見通しすら示せていない状況です。これは大湫地域だけでなく、ほかでも起こり得る可能性がある問題です。その状況下で整備促進を求め続ける姿勢に違和感を持つております。

私自身は、このリニア中央新幹線は採算が成り立たないこと、電力効率の悪さ、環境への影響、事業費の増大などの事由で整備そのものにもとと反対ではありますが、住民の中にはリニア整備事業に反対ではないという方も、少なくともこれまでの自然や環境をこの先も守ってほしいという思いを強く持つておられます。この事業に対する意見は様々であっても、地域に根づく文化や自然環境、住民の日々の暮らしを犠牲にして進める事業では地域の活性化、地方創生は成り立たない、ここは大事にしたいだと思います。

二点目の質問です。水がれや地盤沈下など、想定していなかった重大な問題が起きております。暮らし続けることができないという事態です。リニア中央新幹線整備事業が引き起こしている問題を整理して、この事業

の必要性について再検証すべきではないでしょうか。また、国に再検証を求めるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

最後に、災害時等の避難について質問します。

避難生活で命を落とす災害関連死を防ぐため、避難所の環境改善について令和六年三月議会で質問させていただきましたが、それに続いて質問いたします。

避難所や難民キャンプにおける国際的な基準、いわゆるスフィア基準は、避難者の健康を維持するための最低基準とされていますが、日本においては多くの避難所でまだまだその水準に届いていないのが現状です。前回の議会答弁では、県では県の避難所ガイドラインはこのスフィア基準の考え方に準拠していること、市町村に対して経費の支援を行う旨の答弁がありました。市町村においては能登半島地震の教訓も踏まえつつ整備が進められている自治体もありますが、現場の状況を見ると、さらなる財政支援が必要だと感じております。

また、避難所の運営に関しても、いまだに炊き出しや掃除は女性の仕事といった固定観念が根強いという指摘もあり、財政的にも避難所運営の考え方の面でも課題があると感じます。

そこで、避難所の環境改善について二点お聞きします。

一点目は、危機管理部長にお聞きます。県内どの避難所でも国際基準に沿った避難所を実現するために、市町村への財政支援を含め支援できないでしょうか、お考えをお聞きます。

続いて、長い避難所生活で健康を害することのないように、妊娠中の方、障がい者、高齢者など特別な配慮が求められている方々に対する避難所、福祉避難所について、健康福祉部長に伺います。

大変重要な役割ではありますが、実際に指定されている社会福祉施設の施設管理者からは、開設までの流れ

や、その際の資材をどうするか、受入れ体制がどうなるのか、受け入れた際の入所者への影響などについて具体的な協議が市町村で行われておらず、全く情報がないといった不安の声が寄せられております。

例えば施設で資材や備蓄をそろえようとしても、介護施設は介護保険制度の枠組みの中で利用者の利用料と介護報酬を財源に運営されており、利用者以外の方々に対する食料やおむつなどの介護用品、ベッドなどを用意する財源はありません。そのため、事前に準備しておく備蓄品については、施設に財政負担が生じない形で準備しておくべきだと思います。しかし、県が行った市町村の福祉避難所に関する備蓄状況の調査では、食料や水の備蓄は県内約二割の市町村でゼロであり、介護用品に至っては三割以上の市町村で備蓄がされていないようです。決して十分とは言えません。

高知県では、福祉避難所として機能するために、必要な物資、機材などの購入に当たって市町村への補助制度を創設しています。こうした取組が岐阜県でも必要だと思いました。内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」では、福祉避難所の指定に当たって、福祉避難所での支援内容、方法、費用負担を明確にする協定を結ぶことや資材の確保について協議しておく旨が示されております。災害時に速やかに開設できるよう、平時から都道府県、市町村等と情報交換や事前協議を図っていくことが重要ともしています。協定が形式的なものにならないよう、少なくとも福祉避難所開設に関し、施設管理者に事前に必要な情報が届き、協議がされるよう、きめ細かい取組が求められていると感じております。

そこで、健康福祉部長にお聞きします。福祉避難所の資材や備蓄状況をつかみ、財政支援を含めた支援がでないでしょうか伺います。

続いて、県が進めている分散避難システムについてお聞きします。

指定避難所の定員は、想定する被災者数と比較して少ないことや、様々な理由から身近で安全な場所での分散避難を進めることは有効な取組だと感じております。県では分散避難を進めるためのシステム開発が行われていますが、まだまだ多くの県民に知られておりません。

また、このシステムを活用することで、分散避難している方々へも支援物資が配付準備できるとの説明が過去の議会答弁でありましたが、実際には分散避難システムに登録しても、市町村によっては備蓄食料や様々な支援が受けられる体制が整っていないのが現状であり、県民にとっては登録に当たったのメリットが見えづらいのも課題です。

そこで、危機管理部長にお聞きします。岐阜県が進める分散避難システムの改善等周知が必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上、大きく四点について伺いました。よろしく願います。

○議長（水野正敏君） 知事 古田 肇君。

〔知事 古田 肇君登壇〕

○知事（古田 肇君） 順次お答え申し上げます。

まず県財政についてであります。二点御質問いただきましたが、それぞれ関連しておりますので、まとめて御答弁させていただきます。

まず県財政の現状と今後の見通しであります。昨年度決算における公債費は一千六十六億円、実質公債費比率は八・三％というところでございます。今後については、仮に本年度当初予算と同額の県債を発行し続けるとした場合には、公債費は令和十五年度までに一千二百億円程度に増加し、実質公債費比率は一三％程度とな

るといふ見込みでございませう。

また、金利率上昇に伴う県債の償還利子の増加が懸念されるところであります。仮に金利が1%上昇した場合、公債費は毎年二十億円程度さらに増加することが予想されます。

このほか、社会保障関係経費でも高齢化の進展などにより、毎年今後二十億円程度増加を続けていくといふ見込みでございませう。

また、今後十年間で七十棟以上の県有建物が築六十五年を超えることから、県有施設の老朽化対策経費の増加も見込まれるところでございませう。

一方、歳入では、県税収入や地方交付税などの一般財源が、これらの歳出の増加に対して十分に確保できるかどうかは現時点では不透明であります。

このように、今後の県財政は厳しい状況が見込まれるため、行政サービスの提供に支障を来さぬよう、一層慎重な財政運営を行っていく必要があるといふふうに考えております。

しかし、そうした中にあつても、県民の安全・安心の確保や地域活性化につながる公共事業については推進していく必要がございませう。例えば、東海環状自動車道西回り区間の整備につきましては、大規模災害時の緊急輸送道路としての機能に加えて、企業立地や雇用創出の促進など、地域経済の活性化、広域的な観光交流の促進など、多くのストック効果が期待され、全線開通に向け、三重県とも一体的に進めていることから、着実に推進していく必要がございませう。

また、能登半島地震での道路寸断による救助活動の遅れ、孤立の長期化などの事態を踏まえた緊急輸送道路や迂回路となる幹線道路の整備、水害や土砂災害などのリスク低減のための河川改修や砂防施設、治山施設整

備なども推進していく必要があります。

ただ、こうした公共事業の実施に当たっては、将来負担を十分に考慮しつつ、緊急性、必要性などを見極めながら取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

次に、賃上げ支援につきまして二項目、これも御質問いただきましたが、まとめて御答弁させていただきます。

現在、政府は、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現を目指し、経済界への要請、最低賃金引上げなど、国を挙げて様々な対策を展開されております。県としても事業者の賃上げにつながる支援は、県経済の持続的発展とともに、県民生活に直結する重要な政策と受け止めております。そのため、これまで小規模事業者向けの伴走型補助金をはじめ、生産性向上のための技術支援、商品開発、販路開拓など、中小事業者の持続的な稼ぐ力を強化する支援を第一としてまいりました。

加えて、賃上げの原資となる適正な価格転嫁促進に向け、政労使二十三団体で締結した協定に基づき、実態把握や優良事例の共有を図るなど、機運醸成を図ってきたところでございます。その結果、小規模事業者補助金では、この五年間で千九百事業所を支援し、うち六割では売上げの増加を確認しております。

また、実質賃金の動きを見ますと、令和五年の実質賃金指数の年平均では、本県が全国を二・一ポイント上回っており、今年一月に入ってから直近データのあります九月まで、国全体ではほとんどの月が前年同月比マイナスであったところ、本県はプラス・マイナス半々の状況を維持しております。

また、七月に実施した県の調査では、賃上げを実施する企業が増えている。人材が資本との意識を持ち、利益を社員に還元したなど、賃上げの機運の広がりを感じられております。

一方、価格転嫁につきましては、県産業経済振興センターが九月に実施した企業一千社への調査によりまずと、三割超がおおむねできています。四割弱が労務費以外はおおむねできています。あるいは労務費以外は一割だけ転嫁できているとする半面、依然として三割弱が転嫁できていないと回答しております。この転嫁できていない要因としては、取引先、消費者の理解が得られない、あるいは理解が得られるか不安で交渉ができないといった声が大勢を占めております。

こうした状況を踏まえ、改めて賃上げを実現するためには、一過性の賃上げの原資の補填ではなく、引き続き持続的な稼ぐ力による支援と価格転嫁のさらなる機運醸成が必要と考えております。

そこで、まずは今後とも稼ぐ力の支援として、事業転換や規模拡大、生産性向上などに意欲的に取り組む小規模事業者の伴走型支援や、売上げ・在庫管理をはじめとする様々な業務の効率化に取り組む中小企業のデジタル・DXの導入促進を強化してまいります。

また、適正な価格転嫁につきましては、来年の賃金交渉に向けた全国最初の地方版労使会議として、岐阜県経済・雇用再生会議を今月中に開催いたします。県内の経済団体や労働団体のトップに加えて、今回は国から厚生労働省幹部や公正取引委員会にも参加してもらい、来期の賃上げに向けた県内企業の機運醸成を大いに図ってまいります。

三番目がリニア中央新幹線についてございました。

まず水がれや地盤沈下への対応についてでございますが、まさに御指摘がありましたように、瑞浪市大湫町においては井戸やため池二十一か所での水位低下、あるいは枯渇に加えて地盤沈下も進行し、地域の皆様は不安な気持ちで生活されているというふうに承知をしております。

先月開催した第八回岐阜県環境影響評価審査会地盤委員会では、瑞浪市長が出席され、こうした地元の声と併せて三点について市の考えを述べ、J R東海にその対応を求められました。一つ目は、地盤沈下の原因として考えられる地下水位の低下を止めるための湧水対策を速やかに講じること。二つ目は、地下水位の回復に向けた対策を速やかに検討し、実施すること。三つ目は、これら対策に係る見通しを早く示すことであります。これまでの八回にわたる地盤委員会での議論を通じ、地下水位の低下と地盤沈下に関する課題はある程度クリアになってきたのではないかと考えております。

まず地下水位の低下につきましては、地盤委員会においてトンネル湧水が増加した時期と地下水位が大きく低下した時期の相関は明確であるというふうにされております。これに対し、J R東海は、鹿児島県の北薩トンネルでの湧水止水対策に効果のあった岩盤の亀裂にセメントなどの薬液を注入する工法を採用することとし、委員会はその実施経過について審議してまいりました。しかし、七月に鹿児島県と同トンネル内で土砂流入事故が発生しました。これを受け、八月にはJ R東海から、薬液注入のうち高圧で亀裂に薬液を流し込む本注入について、見直す可能性も含め検討する旨の報告を受けました。その三回の地盤委員会を開催しましたが、いまだJ R東海からは具体的な対策が提案されていないという状況でございます。

次に、地盤沈下につきましては、八月にJ R東海から地表面の低下が見られる旨の報告がありました。地盤委員会の審議では、トンネル湧水による地下水位の低下が地盤沈下に関与している可能性があることとされており、これらを受け、地盤委員会ではJ R東海に対し、止水対策としての薬液の本注入を実施するのかを問うとともに、見直す場合には代替案の提示を求めています。あわせて、これら対策について今後の見通しを早急に示すよう求めております。

JR東海には、このような地盤委員会の指摘を踏まえ、次回の会合においてスケジュールを含めた検討結果を提示していただきたいと考えております。

また、この問題は住民生活に直接関わる問題であるため、情報の共有、丁寧な説明により地元の方々に寄り添いつつ、早急に進めていただきたいと思っております。

次に、事業の再検証についてのお尋ねがございました。

岐阜県は日本の真ん中に位置し、豊かな自然や歴史、伝統文化などの様々な魅力を有しております。これらを生かして、本県が企業誘致などの産業振興、インバウンドを含む観光振興、都市部からの移住・定住などに取り組む上でリニアは大きな契機となるものでございます。その開業効果を県内全域及び隣接県へ波及させるべく、昨年三月に第二次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略を策定し、森のまちづくりをキーワードに新たな施策も加えた取組を進めているところであります。

しかしながら、その前提として、工事を進める上での安全性の確保、地域の自然環境や住民生活の適切な保全が図られなければなりません。平成三十一年四月に中津川市山口地区の中央アルプストンネルで土砂崩落による陥没がございました。また、令和三年十月には中津川市の瀬戸トンネルで肌落ちに伴う死亡事故がございました。今年七月末にも多治見市大針町の第一中京圏トンネルでは、肌落ちに伴う負傷事故が発生いたしました。そして、本年二月以降、瑞浪市大湫町におけるトンネル湧水による地下水位の低下や地盤沈下の問題が生じておるといふことございます。

県としては、こうした問題が起きたときには急がば回れの精神で、一度立ち止まって専門家の知見を活用し、課題を一つ一つ丁寧に取り上げ、地元の理解を得ながら解決に向けて取り組んでいくことが重要であるという

ふうに考えております。このため、トンネル工事の問題では、安全対策の観点については岐阜県リニア中央新幹線建設工事安全対策専門家会議、環境保全の観点については岐阜県環境影響評価審査会地盤委員会において御意見を伺った上で、知事意見書や決定事項を提示することとしております。

さらに、これら問題への適切な対応については、本県の提案により沿線都府県から成るリニア中央新幹線建設促進期成同盟会の決議に織り込み、J R東海及び国に対し要望を行ってきております。

○議長（水野正敏君） 総務部長 三木文平君。

〔総務部長 三木文平君登壇〕

○総務部長（三木文平君） 実質公債費比率悪化の要因についてお答えします。

本県の実質公債費比率は、令和二年度の五・九％を底として、令和五年度は八・三％まで上昇しており、当面上昇が続く見込みです。その要因としては、主に二点あると分析しております。

一つ目は、県債発行額の増加です。近年、激甚化、頻発化する自然災害に対応した県土強靱化対策や県有施設の改修・改築などの老朽化対策を推進していることから、その財源となる県債発行が増加し、公債費も増加しております。

二点目は、元利償還金への交付税算入額の減少です。実質公債費比率の算定では、分子となる元利償還金から交付税算入額が除算されるため、算入額の減少は実質公債費比率の上昇につながります。

県債の交付税算入については、国において算入率を下げる累次の見直しが行われました。これらの見直しを受け、近年は交付税算入額が減少しており、実質公債費比率の上昇につながっているものと分析しております。

○議長（水野正敏君） 健康福祉部子ども・女性局長 堀 智考君。

〔健康福祉部子ども・女性局長 堀 智考君登壇〕

○健康福祉部子ども・女性局長（堀 智考君） 保育士の賃上げに向けた支援についてお答えいたします。

国の総合経済対策におきましては、保育士等の人件費が一〇・七％引き上げられる見込みであり、まずは制度の仕組みやその効果を見定めることが重要と考えております。

県では、これまでも三歳未満児に対し基準以上の職員を配置したり、障がい児、医療的ケア児といった配慮を要する子供を支援する職員を配置する保育施設に対して経費を支援してまいりました。また、保育士の業務をサポートする保育補助者や短時間業務職員の配置といった保育現場の課題に応じた支援も実施してきております。さらに、認可外保育施設には、認可施設に入所できなかった子供の受入れの運営支援を行うとともに、市町村とも連携して認可基準を満たす保育施設への移行を支援しております。

今後は、保育施設運営者に対して、働き方改革や労働環境の改善に関する研修の開催やマネジメントに関する指導・助言を行いながら、保育士等の適切な処遇改善についても促してまいります。

○議長（水野正敏君） 健康福祉部長 丹藤昌治君。

〔健康福祉部長 丹藤昌治君登壇〕

○健康福祉部長（丹藤昌治君） 介護従事者の賃上げに向けた支援についてお答えをいたします。

介護従事者の賃金は介護報酬の中で算定され、その引上げは介護保険料、サービス利用者、国・地方自治体の負担に影響を及ぼすことから、国が介護保険制度全体の中で検討すべき問題です。

国では、介護従事者の賃上げに向け、本年四月の介護報酬改定において介護職員等処遇改善に関する加算率を引き上げるとともに、加算取得のための申請様式を簡素化し、事務手続を容易にするなどの取組が進められ

ています。

一方、県では、これまで事業所から相談を受けた際に社会保険労務士等を派遣し、加算の取得を支援してきましたが、本年九月からは取組を拡充し、加算を取得していない約二百の事業所に対して積極的にアプローチを行い、取得を働きかけているところです。

加えて、一般の国の補正予算案において、職場環境の改善等を図る事業所に対し、介護従事者の人件費などを補助する事業が計上されていることから、その活用を検討するとともに、引き続き国に対し介護従事者のさらなる処遇改善を要望してまいります。

次に、避難所の環境改善についてお尋ねをいただきました。このうち、福祉避難所の実態把握と支援についてお答えをいたします。

内閣府が定める福祉避難所の確保・運営ガイドラインにおいて、福祉避難所で必要とされる資機材は、市町村が施設管理者と連携して備蓄するものとされています。このため、県では市町村向けの災害時要配慮者支援マニュアルや研修において、食料や水のほか、車椅子や歩行器など必要な資機材の備蓄を呼びかけるとともに、毎年市町村の備蓄状況の調査や個別ヒアリングを実施し、その結果を踏まえた助言を行っております。

加えて、県内十一の福祉関係団体と協定を結び、福祉避難所の資機材が不足した場合に団体加盟施設の資機材を融通いただく体制を確保しており、本番を想定した情報伝達訓練も行っています。

さらに、先月には全国三百五十一社の福祉用具の供給事業者等から成る日本福祉用具供給協会と協定を結び、発災時に県が福祉避難所における資機材ニーズを把握し、同協会に供給いただく体制を整えました。

これらの取組により福祉避難所の運営を支援していくほか、財政支援について、まずは他県の状況などを調

査してまいります。

○議長（水野正敏君） 危機管理部長 平野孝之君。

〔危機管理部長 平野孝之君登壇〕

○危機管理部長（平野孝之君） 災害時の避難について、二点御質問をいただきました。

初めに、避難所の環境改善、市町村への支援についてお答えをいたします。

県では、どの避難所でも一定の水準が保てるよう、市町村の避難所運営マニュアルの指針として策定した県避難所運営ガイドラインについて、スフィア基準に基づく見直しを行うとともに、ガイドラインに従いマニュアルを改訂するよう市町村へ助言をしております。また、避難所の環境整備のため、停電対策用資機材や女性・高齢者などに配慮した資機材を整備する市町村を財政支援しております。

これらの取組に加え、今後、能登半島地震での課題を踏まえ、避難所の衛生環境確保に有効であったトイレカーの活用などについて記載を追加するなど、ガイドラインの内容を充実するとともに、災害時には県が今年度購入するトイレカーを被災地へ持って行き、市町村を支援いたします。

さらに、被災地での活動経験を有する専門家を招いた避難所運営研修の開催も検討してまいります。

なお、これまで国に避難所整備への財政支援を要望してきたところですが、新たな交付金の創設や支援物資の分散備蓄などを行う方針を国が示していることから、その動向を注視してまいります。

次に、分散避難システムの改善と周知についてお答えをいたします。

分散避難システムは、知人宅など避難所以外の場所へ分散避難した方の情報を収集し、適切な支援を行うため整備したものであり、現在、支援に役立つ情報をより多く収集できるよう改修を進めております。具体的に

は、市町村の要望を踏まえ、避難者の中に高齢者、障がい者、妊産婦など配慮を要する方が何人おられるか入
力できる項目の追加などを行うこととし、年度内の完了を予定しております。

また、本システムの利用促進のため、二次元コードを用いて即時にシステムへ誘導できる環境を整備すると
ともに、広報媒体などを活用した周知啓発にも取り組んでおります。

今後もし町村防災担当会議などの場で本システムを活用した分散避難者への支援体制の整備を働きかけてい
くほか、防災教育フェアやLINEなどを通じ広く利用を呼びかけてまいります。さらに、災害時に本システ
ムを円滑に利用していただくため、地域の防災訓練などで画面操作が体験できるよう、機能の追加も検討をし
てまいります。

○議長（水野正敏君） 十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） 幾つか再質問させていただきます。

まず初めに、知事に県財政について、県債に依存した公共事業の見直しについて再度伺います。

知事からは一層慎重な財政運営が必要と言われましたが、その一方で、公共事業については緊急性、必要性
を見極めつつ推進していくと、そういった内容だったと思います。これは、これまでの答弁でも同じようなこ
とを聞いてまいりました。その結果、先ほどおっしゃったように、この先悪化をして一千二百億程度に公債
費が増加していくということで、私はこれ自身が非常に県民にとって重い負担になりますし、将来負担として、
もっともっと本当は県としてやれることがあるのに、できなくなってくるんじゃないか、その可能性を壊して
いくものにつながっているんじゃないかと、そういった質問をさせていただきました。こうした財政悪化をど

うやつて打開していくのか、そのお考えを今回示していただきましたかというふうに思っております。

私は、いろいろ大変だとはおっしゃいましたが、それでも一番大きいのは、県債に大きく依存している公共事業にメスを入れるしかこの公債費の増加を止めることはできないと、これは先ほどの総務部長の答弁からも思いました。その部分について、再度伺いたいと思います。

続いて、賃上げ支援について、こちらも賃上げを行う事業者への支援について、再度知事に伺います。

直接的な支援については一過性の原資の支援ではなく、県としては稼ぐ力をもっとつけてもらうんだ、その支援に集中していくと、そういった姿勢なのは分かりましたけれども、他県で私が紹介した岩手県とか山口県、これは一過性の支援ではなくて、この先もこの賃金が上がったらそれを維持するという、その制約の下にこの補助金というのは支払われております。三割が今賃上げができていないということ把握されているということでしたが、県の支援メニューを見てみますと、設備投資とか事業転換、事業拡大への支援なんです。加えて、賃上げをした場合はその補助率が上がるというものでして、新たな投資をしないとこの支援というのは受けられない。けれども、中には新たな投資というのは難しいけれども、この最低賃金の引上げとともに従業員の賃金を上げていこう、いろいろ工夫しながら最優先でやっっていこうとする企業もあると思います。そういうところへの支援として、他県では直接的な支援もやっておられるということです。

これまでの県の支援自体は私は否定しませんが、それと同時に、そういった直接的な支援、この両面が今一番重要なんじゃないかと思いますが、その点についてお考えを伺います。

続いて、リニア中央新幹線の整備事業について、これ二点をお答えいただきましたので知事に、二点私から再質問させていただきます。

まず一点目、水がれや地盤沈下への対応についてということで質問させていただきます。

今、原因究明とか応急処置ということで、環境をどう戻すかという議論にはこの地盤委員会ではまだ至っておりません。住民としての要望は、自然環境や文化を守ってほしいということが要望です。その声を受け止めて、知事としても県としても取り組んでいく必要があるのかどうかという辺りを伺いたいと思います。知事意見を出す立場ですので、その点について、どういった姿勢でこの問題に取り組んでおられるのか伺います。

それから事業の再検証についてですけども、リニアの活用戦略は自然環境などの保全が前提であるべきと言われましたが、その前提が今崩れつつあるのではないかとというのが私の意見です。特に先ほど御紹介されたように、薬液の注入はまだ仮注入で、本注入できるかどうか分からない。JRとしても、できなかつた場合どうするのかという新たな案は、この間ずっと出されておりません。この先どうやってこれを解決するかという見通しが示せていないのに、これが将来の岐阜県のためになると私は言い切れないと思います。

そういう意味で、この事業の検証、全体の検証というのは県としても必要なのではないかと思います。検証の必要性について再度伺います。

最後に、福祉避難所の実態把握と支援について、健康福祉部長に伺います。

ありがとうございます。調査されるということで、ぜひやっていただきたいと思うんですが、調査にとどまらず県としての支援をお願いしたいので、その点について伺いたいと思っております。

実際に県内の市町村で福祉避難所の開設実績というのは本当にかなり少なく、経験がそもそもないというのが実態です。取り組んだことがない市町村が多い中で、しかし、大規模災害時には必ずこの福祉避難所というのが必要になるので、特に力を入れる必要があると私は感じました。

先ほど御紹介した高知県の支援メニューなのですが、この中ではただ単に物資の購入というだけでなく、その施設の運営、避難所の運営訓練に係る経費なども支援していきまして、そういった物だけではない運営についての支援もされています。ぜひ調査だけでなく支援の必要性についても認識いただきたいと思いますので、その点について再度伺います。よろしくお願ひします。

○議長（水野正敏君） 知事 古田 肇君。

〔知事 古田 肇君登壇〕

○知事（古田 肇君） たくさん再質問をいただきました。

まず公共事業にメスをという話でございますが、予算、財政全体としてのこのバランスの中で、どういうものを優先順位でやっていくかということを決えず問いながら、総額と、それから優先度の度合いということを組み合わせて毎年毎年予算編成をやっていくわけでありまして、公共事業に関わる負債がウエートが高いということは、まさにおっしゃるとおりでありまして、そういうことも含めて節度のあるといえますか、慎重なその財政運営をとということを私は申し上げておるわけですが、今私も公共事業でいうと、やはり分野ごとに計画的に進めておるわけでありまして、それ自身が一つの優先度を考える枠組みになっておるわけでありまして、例えば岐阜県強靱化計画、県土強靱化計画の中では、過去の災害の発生状況とか、あるいは災害時における救命物資輸送とか、緊急性、必要性ということを考えて優先的に実施すべき道路ネットワークの整備をどうするかとか、水害・土砂災害をどうするかと、あるいは社会インフラの長寿命化をどうするかといったようなことを一つ一つ積み上げていくと。

それからその上で、また各分野ごとに道路は道路の整備計画、河川、砂防それぞれあるわけでありまして、

その計画の中で優先的にどう進めていくかという議論をし、それが全体の予算の中にどうはまっていくなかという一つ一つ検討していくということで組み立てていくわけですが、全体として今の状況を申し上げますと、実質公債費比率がおっしゃるようにならないように間違ひなく今上がってきているわけですから、一三%という数字も見えてきておるわけですから、慎重な方向でいく時期にきているという認識の下で来年度予算編成なり何なり考えていく必要があるかと。そういう意味でも、まずまず緊急性とか必要性とか、そういったことの優先性についての議論を深めていく必要があるというふうに思っております。

それから賃上げについてであります。いろんな考え方、いろんなやり方があるわけでありませうけれども、岩手県が今年二月から既に実施しておられて様子を聞いてみましたけれども、実質賃金指数は本県と同様にプラス・マイナス一進一退ということで、まだ有意な差異が見えていないという話も聞いております。私どもは、まずはやはり持続的な賃上げという観点から稼ぐ力を強化をすると、そして適正な価格転嫁を実現するというこの両面から積極的にやっていきたいということで、賃金を上げたら、はい、十万円上げます、五万円上げますというやり方については、現時点では全体の中では今考えていないということでございます。

それからリニアについてはありますが、一つは恐らく一月の中下旬になるかと思えますが、次回の地盤委員会でJR東海のほうから、先ほど御紹介した論点についての一つの答えといたしますか、どういう方向で進めていくのか、どういうスケジュールでやっていくのか、これを出していただくということになっておりますので、ここどの程度議論が深まるかということが今大事なところでございまして、その準備といたしますか、一月の中下旬に向けてJR東海も今鋭意作業をしておられると思えますので、それを待ちたいと思っております。

いずれにしても御案内かと思いますが、この地盤委員会ではこの問題、今回の問題、六つの論点に整理をして、それぞれの課題について丁寧に審議をしてきているところでございます。六つというのは影響範囲の把握、原因究明、応急対策、拡大防止策、モニタリング、そして水環境の保全ということでございまして、この水環境の保全の中では、水資源の影響や回復の将来予測ということも含めて議論しておるわけでありまして、まだまだ議論が尽くされていないというか途上にあるということでもあります。急がば回れというふうに申し上げましたけれども、そういった問題を一つ一つ丁寧に、かつ地元にも寄り添って解決をしていくという、そういう方向を目指していくということが今大事でありまして、そのことに私どもとしては今全力を尽くしているというところでございます。

そういう意味で、検証といえますか事業そのものの検証というお話がございましたけれども、今はそういうまだ時期だとは思っておりません。まさに六つの論点を一つ一つ答えを出していくという、そういうことに今全力を尽くしていきたいと思っております。したがって、中央新幹線の事業としての意義そのものについては、いささかも考え方は変わっておらないというところでございます。

○議長（水野正敏君） 健康福祉部長 丹藤昌治君。

〔健康福祉部長 丹藤昌治君登壇〕

○健康福祉部長（丹藤昌治君） 福祉避難所の支援につきまして再質問をいただきました。

最初に御答弁申し上げたとおり、今県として、市町村の調査ですとか個別のヒアリング、それからそれを踏まえた助言、さらには研修、図上訓練、実地訓練と行っております。議員御指摘いただいた高知県の事例につきましても、しっかり調査をして県としてできることを進めていきたいと思っております。要は、有事の際に福祉避

難所が有効に機能するように、やれることをやっていきたいというふうに考えております。

○議長（水野正敏君） 十二番 中川裕子君。

〔十二番 中川裕子君登壇〕

○十二番（中川裕子君） 御答弁ありがとうございます。

二つ伺いたいと思います。知事に質問させていただきました。

賃上げ支援なんですけれども、今まで県がやっているこの支援、特に中小企業を集中的にちゃんと応援するというところについては私は重要だと思っております。加えて、設備投資が条件になっているような支援ではなくて、賃上げそのものを勝ち取っていくための支援ということで伺いました。岩手県などいろいろな事例がありますし、それは地域それぞれで考えておりますし、それが全てではないですけれども、賃上げに狙いを定めた支援、これを調査して、研究して検討する必要があると岐阜県でも思っております。特に全国的にも赤字企業が中小零細、小規模事業者の場合、かなりの割合赤字企業です。そういう中で、設備投資はできないけれども、それでも賃金を上げていってもらわないと底上げというのはできませんので、その姿勢をぜひ県としても持っていたきたいと思えます。再度伺います。

それからリニアについて、検証について再度知事に伺います。

まだ今、検証の時期ではないとおっしゃいましたが、もうこの問題が起きてからかなりの時間がたっております。そして、地元にある程度のめどが示せているわけでもなく、まだめども示せていない、ここに本当に住み続けていられるか分からないのが今の現状です。これが岐阜県民にとって本当に大事な事業なのかどうか、これは何度も検証は続けられたいと思いますので、県としてちゃんと検証する必要があると思います。

加えて、国に対しても、これは認可しているのは国ですので、国に対しても、これが本当に県民の生活にとって本当に大事なことなのか、続けていっていいのかどうか、これは何度もこの検証を重ねて本当はやっていくべきだと思います。そういった要望もお願いしたいと思います。

二点伺います。よろしく願います。

○議長（水野正敏君） 知事 古田 肇君。

〔知事 古田 肇君登壇〕

○知事（古田 肇君） お答え申し上げます。

前者の賃上げにつきましては、現在県が取っておる考え方については御理解をいただけているということですが、それと加えて賃上げという視点で政策はできないのかと、こういう話がありますが、これも各県の対応の状況もありますし、それからこれから財源、まさに財政をどういうふうに組み立てていくかということもございませうけれども、一つの手法としては、当然これから予算編成を行っていく上で議論をしていかなきゃいけないだろうというふうには思っております。

それからリニアにつきましても、事業そのものの検証作業というのは本来事業認可をしている国の仕事というふうに思っておりますが、私どもがやるべきことは、環境保全あるいは安全ということについて徹底的に説明をすると、究明すると、これを検証といえは検証なんです、まさにそのことを徹底的にやっていくという今途上にあるということでありまして、まさにそこで答えを出していくことに今私どもは全力を挙げておるといふことであります。次回の一月の会合でどういふ答えをJRが持つてこられるか、それを一つまた見ながら、何とか早期に解決をしていきたいというのが私どもの現時点での立場でありまして、根っこから事業の何とい

いますか、是非そのものを問うという状況には、岐阜県としては無いというふうに申し上げたいと思います。

+++++

○議長（水野正敏君） しばらく休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

+++++

午後一時再開

○副議長（伊藤秀光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（伊藤秀光君） 引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。十六番 所 竜也君。

〔十六番 所 竜也君登壇〕（拍手）

○十六番（所 竜也君） お疲れさまでございます。

質問の前に、古田知事におかれましては、五期二十年、県政発展のために御尽力いただいたことに深く感謝

を申し上げます。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、四項目についてお尋ねをします。

一点目は、岐阜県の技術職員の人材育成についてです。

県では、主に道路の建設や維持管理、河川・砂防などを管轄する県土整備部や、主に都市開発や下水・公園など基盤施設を管轄する都市建築部、また農地やため池等整備を管轄する農政部、そして森林や治山林道の整備を管轄する林政部の建設四部の職員が建設行政に携わっています。

また、県土整備部関係の現地機関として県内に十一の土木事務所が、農政部、林政部関係の現地機関として県内に十の農林事務所があり、私の地元の揖斐郡には揖斐土木事務所、揖斐農林事務所がございます。

先日、県の現地機関の管理職の方とお話をしていた際に、こんな話を伺いました。災害が発生した後に災害復旧工事の査定を受けたり、工事発注に関わる業務が大幅に増加するが、通常の業務をこなしながらそれらの業務をこなすことが昔と比べて大変になっているとのことでした。二十年、三十年前は、そうしたときには残業や徹夜をしても業務をこなすのが普通だったところ、現在県においてはノー残業デーや休暇取得の推進、労働時間の制限など職員の働き方改革が進められており、ワーク・ライフ・バランスの充実も重要となっております。

そうした状況の中では、技術職員として経験を積みながら能力を向上させることや、上司から仕事に関する積極的に指導を受けにくいということもあるのではないかと思います。また、建設工事を発注した後は、工事現場の施工の監督業務を行う必要がありますが、変更設計や検査、精算業務など受注業者との多岐にわたる調整業務に的確に対応できていないという実情もあると伺っています。

こうした技術職員の置かれている環境や実情を深く知るために、今年十一月に私はある現地機関の二十代から四十代の若手技術職員の方々と意見交換を行いました。それぞれの現地機関の技術職員からいろいろな御意見をいただきましたので、ここで簡単に御紹介をさせていただきます。

まず、二十代の男性職員からは、ベテラン職員の退職により業務の効率が悪くなっていくのではないか感じている。技術職員として初めての勤務であり、専門用語が分からず不安なため、気軽に話せるベテラン職員が身近にいると助かる。積算業務についても、慣れない工種や特殊な工事、電気、施設、機械、建物関係の工事については、担当するとかかなりの時間がかかるし、積算誤りがないか不安になる。技術職員の職員数が減っているのは、災害時には工事発注が過度の業務と感じている。また、水防当番も重要な業務として昼夜を問わず取り組まなければならず、大変であるとの話でございます。また、直属上司の係長も日常業務が多様で、一緒に現場の段階確認等に行けない状況もある。業者からの質疑の対応も、現場での指示ができないときがある。

また、二十代の女性職員からは、災害などの業務量が増加することによりメンタルが不調になることが心配される。技術職員なので、図面作成、数量計算、設計基準、積算等の業務が大変であり、特に会計検査対応、災害復旧工事の査定など負担が大きいつきがあるなど様々な意見がありました。そのほか、指導的な職員の配置、経験不足をカバーできる体制の確保、質問や相談をしやすい体制にしてほしいなど、今後の体制等に係る要望や意見もありました。

この意見交換は、若手技術職員の考えや気持ちを理解するのに大変参考となり、これからの建設行政の円滑な運営についての諸課題も見えてきました。

ここで参考までに、令和六年四月一日時点の県の技術職員構成をお伝えさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。こちらです。(資料を示す)

建設四部全体の技術職員は計千四百二十二名。このうち十代が八名、二十代が二百四十一名、三十代が二百三十三名、四十代が二百四十五名、五十代以上が飛び抜けて多く六百九十五名とのことです。この数字だけを見ますと、このまま五十代以上の技術職員が退職していくと、技術職員全体の数も減少することとなり、今後建設行政が立ち行かなくなるのではないかと危惧をしているところ です。

県では、令和五年度から県職員の定年の段階的引上げが始まっておりますが、建設関係の各部の人事担当の方にお話を伺うと、経験豊富な技術職員は、役職定年となる六十歳以降、県での継続雇用を希望することなく転職する方が多いと聞きました。確かに役職も解かれ、給与も下がるため、転職したいという気持ちも理解できますが、率直な感想として、経験もあり技術力もあるベテランの技術職員がいなくなるのは残念でなりません。先ほど御紹介した若手技術職員の意見にもありましたが、ベテランの技術職員が役職定年後に後輩職員の人材育成に専属的に携わり、人材育成してもらえないような仕組みづくりが必要でないかと考えます。

そこで、総務部長にお尋ねをします。

今後の県の建設行政を担う若手技術職員が業務を行う中で、より効率的、効果的に仕事をこなすとともに、能力を向上させていくためには、ベテランの技術職員が後輩職員の人材育成に携わる必要があると考えますが、今後の取組について考えをお尋ねいたします。

次に、建設業の人手不足や担い手確保等の問題についてですが、この問題については、過去にも度々岐阜県議会において取り上げられてきました。県では、建設業における人材の確保・育成を図る取組方針を決定していくことを目的としたぎふ建設人材育成・確保連携協議会を設立して、建設業界、教育機関、行政が一体とな

り、これまでも様々な人材育成や担い手確保について取り組んできています。具体的には、将来担い手として期待できる高校生などを対象とした建設産業出前授業や、建設業における女性の就業に関する意見交換会開催事業、学生向けに建設業のよさをPRする建設業魅力発信動画制作事業などに取り組んでいます。

また、県内建設関連企業から申請を受け、県が審査し、企業の取組の達成度に応じて、ゴールド、シルバー、ブロンズの三つのランクで優良企業として認定するぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度もございます。これにより、企業の労働環境の整備、処遇の改善、建設産業の将来を担う人材の確保・育成、魅力ある職場・建設現場づくりなどの成果につながっています。さらに、県の発注工事においても、労務単価の引上げや生産性向上につながるICTの活用、現場の環境整備改善に必要な諸経費の追加計上も実施して、女性職員が働きやすい環境にもなってきています。

建設業は、県内のインフラ整備や災害復旧、家畜防疫対応、そして除雪など、地域において大変大きな役割を果たしています。

しかし、建設業就業者は全国的に平成九年（一九九七年）の六百八十五万人をピークに減少を続けて、令和五年（二〇二三年）には四百八十三万人にまで落ち込んでおります。同時に高齢化も進行しており、令和五年（二〇二三年）の建設業就業者中、五十五歳以上の割合は三六・六％、二十九歳以下の割合は一一・六％であり、次世代への技術承継も大きな課題となっております。資材高騰や職人不足による求人難が中小建設業者の経営を圧迫し、人手不足倒産もある現状でございます。若年層の人口減少という問題で少子化傾向はとどまることを知らず、また若者の価値観の変容もあり、近年、過去と比べてますます建設業の人材確保環境は厳しくなっています。

最新の民間（東京商工リサーチ）の調べでは、全国の求人難、人件費高騰、従業員退職などによる人手不足関連倒産は、二〇二四年度の上半期で百四十八件と前年同期の一・八倍に急増、集計を開始して以来初めて百件を超えたとのことです。分野別で見ると、建設業は四十七件と全体の三割を超えています。

こうした中で、国は令和六年三月の閣議決定において、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を見直し、追加的な国内人材の確保施策を行っても不足すると見込まれる最大八万人の一号特定技能外国人を受け入れる方針を決定いたしました。

さらに、国は令和六年六月、技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、出入国管理及び難民認定法、通称入管法を改正するとともに、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、通称技能実習法を外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律、通称育成就労法へと抜本的な改正をしました。

これにより、令和九年六月までに改正法が施行され、従来の技能等の習得等を通じた人材育成により国際貢献を行うことを目的とする技能実習制度が、人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度へと変わります。この制度では、原則三年間の就労を通じた人材育成によって、特定技能一号の技能水準の人材を育成することを目指すものとし、さらには日本に在留可能な期間の上限のない特定技能二号を取得できるようにすることを目指しています。

先ほども申しましたが、災害復旧や除雪、家畜防疫対策などの危機管理事案に対し、最前線で活動する地域の守り手である建設業の人手不足は危機的な状況を迎えており、外国人材の活用は急務と言えます。しかしながら、岐阜労働局発表の令和五年十月末時点の外国人雇用状況の届出状況によると、県内の外国人労働者は四

万二十八人であり、そのうち建設業は二千七百二十七人と全体の六・八%しかおらず、製造業やサービス業と比べて非常に少ないのが現状です。

このため、今後は建設業においてもより一層外国人材の受入れが進むよう、県は積極的に業界を支援する取組を進めていく必要があると考えます。外国人の方が技能的な就労に限らず、測量や施工監理業務をこなせるように外国人材の活用も考えていかななくてはならないと思います。

そこで、三年後の育成就労制度の施行に向けて、建設業における外国人材の受入れ促進のためにどのような取組をしていくのか、県土整備部長にお聞きいたします。

次に、昨年十一月十九日に岐阜県揖斐川町と福井県池田町を結ぶ冠山峠道路が開通して一年がたちました。事業化から完成までに二十年もの歳月を要した冠山峠道路の開通は、国道四百十七号沿線の地域住民にとっての悲願であり、延長七・八キロの道路の完成により、これまで揖斐川町と福井県池田町間の所要時間は、名神高速道路や北陸自動車道を利用し、滋賀県を経由して約二時間半かかっていたところ、冠山峠道路開通後は約一時間半で結ばれて六十分短縮されたことです。また、冬季通行規制がなくなり、一年を通して福井県との往来が可能となるなど、安定した交通の確保や移動時間の大幅な短縮の効果もありました。

今年の春には、揖斐川町の道の駅を中心として、福井ナンバーの車両を多く見かけるようになりました。中でも、道の駅「星のふる里ふじはし」の利用者数は、令和五年四月は七千二百十一人だったところ、令和六年四月は一万三千三百三十一人となり、前年同月比で約一・八倍、令和五年五月は八千七十三人だったところ、令和六年五月は一万三千六百八人となり、前年同月比で約一・七倍と堅調に推移しているようです。

また、揖斐川町のお隣の本巢市にある大型ショッピングセンターモレラ岐阜の駐車場でも、多くの福井県ナ

ンバーの車両を見かけております。冠山峠道路の整備効果が、県内の道の駅や近隣の商業施設への新たな集客につながり、人の流れの増加を実感しているところでです。

そして、いよいよ令和七年秋には、県内の東海環状自動車道西回り、大野神戸インターと山県インターがつながる予定であり、道路整備によるさらなる交流人口の増加と観光振興に大きな期待をしています。

当初の予定では、二〇二四年（令和六年）年度末に大野神戸インターから山県インター間が完成、開通の見込みでしたが、令和六年三月二十二日開催の国道四百七十五号東海環状自動車道（西回り区間）事業調整会議で、大野神戸インター―本巢インター間の七五三第一高架橋において、基礎施工の工法変更に伴い、同区間の開通が最大で半年程度遅れる可能性が報告されたところです。現時点では、令和七年秋までに県内区間が開通予定となっており、道路の完成により西濃圏域のさらなる観光振興につながることは間違いのないものと思います。

とはいえ、他県の多くの方が岐阜県内の観光地として聞いてイメージするのは飛騨高山です。世界文化遺産である白川郷・五箇山の合掌造り集落や高山市内の古い町並みなど、観光ブランドとしての分かりやすさに加え、高山や白川郷周辺は早期から東海北陸自動車道が整備され、観光地としての交通アクセスのしやすさの影響もあると思います。

しかしながら、私の地元揖斐郡を含む西濃圏域にも魅力ある観光資源がたくさんあります。揖斐川町には、文化庁が日本遺産に認定する西国三十三所観音巡礼の最終霊場である谷汲山華厳寺や春日地区の岐阜のマチュピチュと呼ばれる天空の遊歩道、冠山峠道路岐阜県側の手前にある貯水量六億六千万トンを誇る揖斐川上流の徳山ダムがあります。また、池田町には濃尾平野を一望できる池田山、大野町にはたくさんの色とりどりのバ

ラの花に囲まれた大野町バラ公園があります。

揖斐郡以外にも目を向けますと、大垣市には松尾芭蕉の奥の細道むすびの地記念館をはじめ、養老町は日本の滝百選にも選ばれている養老の滝、海津市には国営木曾三川公園・木曾三川公園センター、そして関ヶ原には来年で開館五周年を迎える関ヶ原古戦場記念館があります。

そのほかにも西濃圏域には様々な観光スポットがあり、ここで全てを御紹介することはできませんが、県内の東海環状自動車道西回り区間がつながることにより、県内は東濃、飛驒方面、県外は名古屋圏域や関西方面から今以上に多くの方々が生濃圏域を訪れることが期待されます。ぜひ、西濃圏域の観光の魅力を余すことなく体験していただくために、西濃圏域の周遊観光にお越しいただければと思います。

そこで、今後人流増加が期待される西濃圏域の観光の魅力度向上と振興策についてのお考えを観光国際部長にお尋ねいたします。

そして最後に、岐阜県では、森林行政の一つとしてぎふ木育三十年ビジョンを策定し、木育からの人づくりを始めており、令和二年度にぎふ木育を担う拠点施設として岐阜市にぎふ木遊館、美濃市の森林文化アカデミー内に森林総合教育センターmorinosが整備されました。これらの施設には、本年七月にぎふ木遊館とmorinosへ秋篠宮皇嗣妃殿下が御視察され、十月にはぎふ木遊館に天皇后両陛下に御視察いただくなど、全国的にも注目を浴びる施設となりました。

また、ぎふ木育の全県展開を担う地域拠点施設であるぎふ木遊館サテライト施設の整備も進められており、八月には東濃圏域の中津川市になかつがわ森の木遊館が県内一号としてオープンし、十一月には飛驒圏域の高山市にひだ木遊館木っずテラスが続いてオープンしており、連日多くの方が利用していると聞いています。

幅広い世代を対象に、森や木に親しみ、森林とのつながりを体験できる拠点施設であるぎふ木遊館には、令和二年度のオープンからこれまでの累計入館者として十七万人を超える方々に御利用いただき、来年七月には五周年を迎えます。一方、morinosは全ての人と森をつなぎ、森と暮らす楽しさ、森林文化の豊かさを次世代に伝える屋外を中心とした施設として、利用者は累計で七万人近くの方々に御利用いただいております。

このように両施設とも大変盛況であり、森や木に幼い頃から触れることで自然に親しむことができる施設として、子育て世代から好評を博しております。皇室の方々の御視察の模様や、ぎふ木遊館サテライト施設のオープンの報道などを見て、私の地元の方々からも地域拠点の施設整備を求める声が出ています。特に子育て世代からは、夏の猛暑や雨天などに影響されず、いつでも安心して子供を遊ばせられる施設をとの強い要望もいただいております。

このように、岐阜県の豊かな森林や木に親しむためには、ぎふ木育を全県に展開していくことが必要であり、地域に親しまれる拠点施設であるぎふ木遊館サテライト施設をさらに県内で整備していくことは重要な取組であると思います。

今月二日に、揖斐川町の各地域の代表区長さんたちとぎふ木遊館とmorinosを視察し、木遊館の館長から施設概要や主要木育プログラムの説明を受けましたが、木遊館の施設そのものの魅力に加え、無邪気に木のおもちゃで遊ぶ幼児や親子で楽しむ姿と、そこで子供たちに接するスタッフのすばらしい対応を拝見し、人材が施設を生かしているという実感を得て、視察した皆さんが木育により高い関心を持たれたようでした。

県ではこれまでもぎふ木育を推進するため、指導者の育成やサポーターの登録などの人材育成を行ってきた

ところでありますが、今後ぎふ木育の全県展開をより確かなものにしていくためには、施設整備といったハード面と人材育成といったソフト面の両面での取組が欠かせないと考えます。

そこで、ぎふ木育の全県展開の現在の状況と今後の展望について、林政部長にお聞きします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(伊藤秀光君) 総務部長 三木文平君。

[総務部長 三木文平君登壇]

○総務部長(三木文平君) 県の建設行政を担う技術職員の人材育成についてお答えします。

農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部の四部における技術職員は五十歳以上が半数近くを占めており、今後、退職者の増加が見込まれます。そうした中、将来にわたり建設行政を円滑に実施するためには、若手職員の確保とともに技術の向上が不可欠です。このため、若手職員にベテラン職員の持つ知識・経験をしっかりと伝え、適宜サポートが受けられる体制を整えることで、働きやすい職場づくりを進める必要があると考えております。その取組として、今後定年引上げで増加が見込まれる六十代の技術職員を若手職員の指導的役割を担う人材として現地機関に配置する、あるいは各現地機関を巡回・指導することで、若手職員が現場で実例を見聞きしながら直接サポートを受けられる仕組みの導入に向け検討してまいります。

○副議長(伊藤秀光君) 県土整備部長 野崎眞司君。

[県土整備部長 野崎眞司君登壇]

○県土整備部長(野崎眞司君) 建設業における外国人材の受入れ促進に向けた取組についてお答えいたします。

外国人材の受入れについて、今年度実施した県内の建設業者へのアンケートでは、支援があれば受け入れたいなどとする回答が前年の六〇%から七三%まで増加しております。また、業界へのヒアリングでは、外国人材の受入れ制度の内容や外国人材を紹介する団体の選定方法が分からない、また建設現場での意思疎通に不安があるといった声を伺っております。

そこで、本年十月に建設ICT人材育成センターにて、法施行を見据え、育成就労制度の理解を図るセミナーを開催いたしました。また、来年度には、受入れを希望する建設業者向けに外国人材紹介団体とのマッチングの場を設けるとともに、既に雇用している建設業者のコミュニケーション手法を紹介するセミナーの開催を検討してまいります。

今後も国の支援、取組を注視しつつ、ぎふ建設人材育成・確保連携協議会の場などを通じて、業界のニーズをきめ細かに把握しながら、外国人材の受入れ促進に取り組んでまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 観光国際部長 崎浦理加君。

〔観光国際部長 崎浦理加君登壇〕

○観光国際部長（崎浦理加君） 西濃圏域の観光の魅力度向上と振興策についてお答えいたします。

東海環状自動車道西回りの県内区間開通により、関西や北陸をはじめ各方面から西濃地域へのアクセスが格段に向上します。この機に市町と連携し、観光振興につなげてまいります。

このため、まず西濃の地域資源を活用した高付加価値な体験コンテンツを造成し、魅力向上と消費拡大を図ってまいります。現在、大垣の水まんじゅう作り、升作り、利き酒などを組み合わせた体験プランや、春日の菓草ランチと天空の茶畑を巡るプランなどの造成を進めているところです。

また、国内外の旅行会社に対して、関西国際空港やセントレア、岐阜羽島駅などから西濃地域への観光バスツアーの造成を働きかけるとともに、メディアの取材旅行を実施するなど、その魅力を積極的にプロモーションしてまいります。

加えて、東海、北陸、関西の近隣県も発着地に加えた高速道路乗り放題プランなど、自家用車による周遊を促進してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 林政部長 久松一男君。

〔林政部長 久松一男君登壇〕

○林政部長（久松一男君） ぎふ木育の全県展開の現状と今後の展望についてお答えします。

ぎふ木育の全県展開に向け、まずはぎふ木遊館から地理的に離れた地域においてサテライト施設の整備を支援しています。今年度は、東濃圏域と飛驒圏域に二つの施設がオープンし、想定を上回る来館者を得ています。両施設では、地域の自然や文化に根差した特色ある遊具や木育プログラムが提供され、ぎふ木育を支えるサポーターの登録者数も大幅に増加するなど、これら施設を拠点に人材が育まれ、地域独自のぎふ木育が根づいていくといったよい循環が生まれています。こうした流れを全県へと拡大するため、引き続きサテライト施設が未整備の西濃、中濃圏域での整備に向け検討してまいります。

加えて、県内各地でぎふ木育教室を実施したい方々の要望に応え、必要な指導者を派遣できるよう、ぎふ木育コーディネーターを新たに設置してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 二番 判治康信君。

〔二番 判治康信君登壇〕（拍手）

○二番（判治康信君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして四項目それぞれ一点ずつお尋ねいたします。

少し喉の調子が悪く、大変お聞きづらい点があるかと思いますが、何とぞ御容赦願います。

それではまず、人材確保に向けた県内企業の魅力発信についてお伺いいたします。

岐阜県において、近年若い世代の県外流出が顕著であり、地域の持続可能性が大きく揺らいでいます。高校を卒業した若者たちが県外の大学へ進学をし、そのまま県外での生活を選ぶケースが後を絶たない現状は、本県の人材確保における最大の課題と言えます。ここ五年を平均すると、県内高校卒業者のうち就職された方が約三千八百名、進学された方が約一万三千五百名であり、その多くが県外へと進学をしています。この動向は、岐阜県の地域社会や経済に深刻な影響を与えていると考えます。

本県では、特に大学進学者の約八割が東海、北陸、関西、関東など県外に進学し、Uターン率は僅か三割程度にとどまっています。また、県外進学者の約六割が愛知県内の大学を選択していることから、名古屋圏へのストロー現象が顕著であると言えます。この結果、地元企業が新卒の若者を確保することがますます難しくなり、多くの企業が人手不足に直面しています。製造業をはじめとする地域経済の主要産業において、県内企業が知名度の低さゆえに学生の就職活動で選択肢から外される状況も問題の一つです。さらに、若者が県外に流出し、そのまま定住してしまうことで、岐阜県全体の人口減少と地域の活力低下が加速している現状があります。

若年求職者や高校生、その保護者が地元企業の情報を十分に知らないという点も、こうした流出を加速させる要因の一つです。地元志向の若者が増えてきたと最近耳にすることも増えてきた一方で、地元企業の情報が

不足しており、選択肢として十分認識されていないことは大きな課題として捉える必要があるのではないでしょうか。

岐阜県は、産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会と共催で、平成二十八年度から県内最大規模の合同企業説明会「オール岐阜・企業フェス」を継続的に開催しています。このイベントは、県内企業と求職者の重要な交流の場として定着をし、若者と企業のマッチングを促進し、県内で働く魅力を発信しています。対象は、県内外の大学生や若年求職者、高校生などで県内最大規模を誇ります。

私も昨年十二月に開催された高校生の日にお伺いをし、高校生や出展企業の皆様からこの企業フェスに期待する声をお聞きし、私自身もさらなる期待をしているところであります。

先日十一月二十九日及び三十日の二日間にわたり、岐阜駅周辺で開催された物流・旅客業界の日に何わせていただきました。特に今回は、長時間労働規制の強化などの影響でドライバー不足の深刻化が懸念される二〇二四年問題に対応する緊急対策として、物流・旅客ドライバーの確保に向けた取組が行われていました。県トラック協会、県バス協会、県タクシー協会が連携をし、十七社が参加されるなど、関係各所の協力の下、充実した内容となっております。また、来週十二月十七日、十八日に高校生の日、十九日にIT・理系の日、そして来年二月二十五日から二十七日には一般開催日としてJR岐阜駅近くのじゅうろくプラザで開催されます。ここで私からの提案なのですが、広大な県域を持つ岐阜県全体の視点から見てみると、一つの会場だけではなく、せめて高校生の日だけでも各圏域ごとで開催することはできないでしょうか。高校生の時期に県内有数の企業や地元企業を知ることが、高校卒業後の就職や大学等へ進学し就活する際に、選択肢の一つとして覚えていただくためにも重要です。他圏域の高校生たちが参加しやすい企業フェスであっていただきたいと思います。

す。

高校を卒業し就職する子にとっては、企業から届く求人票を基に、学校や保護者と相談しながら候補企業を決めて就職試験に臨んでいきます。求人票は文字の情報でしかなく、なかなか全体像を把握しにくく、多くの生徒は志望企業をホームページなどで検索し、情報収集を行い、自分に合った企業を見つけるしかありません。各圏域で開催されることで、地元企業をより深く知る機会が増え、実際に企業の方と話すことでこの会社で働くんだとよりイメージを持つことができると考えます。

高校の所在地や会場までのアクセス方法など、関係各所との協議が必要になるかとは思いますが、若い世代の県外流出を防ぐためには、高校生の時期から地元企業を知る機会をつくり、岐阜県内での就職を一つの選択肢として考えてもらうことが重要です。これにより、地域全体で若者の地元定着を促進できると考えます。

こうした取組を通じて、岐阜県の県外進学者や若年求職者、大学生、高校生やその保護者が地元で働くことのメリットをより深く理解できるようになります。その結果、進路選択において県内就職が現実的な選択肢として浮上し、県全体の人材不足問題が緩和されると期待しています。また、将来的には県内高校生が地元での就職を自然に選べる環境を整えることが、地域社会の持続可能性の向上に大きく寄与すると考えます。

そこで、商工労働部長にお伺いします。

地域経済を支える若い人材の確保に向けて、オール岐阜・企業フェスなどの取組を通じた県内企業の魅力発信をさらに展開していく必要があると考えますが、今後どのように取り組まれるかお尋ねいたします。

次に、岐阜県公式LINEアカウントの登録促進と防災情報発信の強化についてお伺いいたします。

災害時の情報発信は、県民の生命と安全を守るために最重要課題です。迅速かつ正確な情報提供は、住民の

避難行動や安全確保に直結します。岐阜県では、災害時の混乱を防ぐため、公式ホームページやSNSを活用したプル型・プッシュ型の情報発信体制を整備しており、両者を組み合わせた効果的な情報提供を進めておりますが、その活用状況や登録者数の増加、社会のニーズに対応していかなければなりません。

現在、岐阜県では、災害時に県公式ホームページを簡易版に切り替える仕組みを導入し、アクセス集中によるサーバーダウンを防ぐ体制が整えられています。また、道路カメラや河川カメラの情報も、過去のアクセス数を基準に対応できるような構成を採用し、住民が必要な情報を自ら取得するプル型の取組を進めています。これらの施策は、災害時に必要な情報を県民が確実に取得できる環境を提供しております。

一方、LINEやX（旧ツイッター）を活用したプッシュ型の情報提供も重要な役割を果たしております。一般的に普及しているLINEは、令和六年四月に岐阜県公式防災アカウントの機能を岐阜県公式LINEアカウントへ移行し、本年六月をもって旧アカウントの運用を終了しました。

岐阜県公式LINEアカウントは、平時から災害時まで幅広く防災情報を発信しており、利用者側が地域を選択することで気象情報や避難情報、洪水予報を受け取ることができるため、利便性よく県民に利用されています。しかし、岐阜県公式LINEアカウントへ機能を移行し、登録者数が約一万六千人から約五千四百人に減少し、徐々に増えているものの、現在は約一万人の利用者にとどまっております。移行前の登録者数を越え、さらなる登録促進が必要だと考えます。

そこで、私からの提案ですが、登録者数を増やし、プッシュ型の情報発信を強化するためには、防災情報に命に直結する重要なものであると強調するとともに、例えば役立つ防災グッズや家庭で準備すべき備蓄品などのふだんの生活から心がけておくための防災情報を提供することで、利用者の継続的な関心を引きつけること

が重要です。

具体的には、テレビ、ラジオ、新聞、地域のフリーペーパーなど多様な媒体を活用し、LINEアカウントの存在とその利点を周知すること、また他のSNSプラットフォームを活用してLINEアカウントへの登録を促進する取組を進めるべきです。さらには、県公式ウェブサイトに登録リンクやQRコードを目立つ位置に配置し、誰もが簡単にアクセスできる環境を整備することが必要なのではないのでしょうか。

岐阜県の防災情報発信体制は、プル型とプッシュ型を組み合わせた強固な基盤を持ち、広く県民に届けていますが、これらも同様な角度から情報発信ができるように期待いたします。

そこで、危機管理部長にお伺いいたします。本年四月に既存の防災情報及び県政情報を発信するLINEアカウントが統合され、岐阜県公式LINEアカウントが開設されました。プッシュ型の情報発信は、登録者の元へ直接情報を届けられることから、今後ますます重要性が増してくると考えます。そこで、これまで伝えてきた防災情報の重要性をさらに広く認識してもらい、登録者数を増やすとともに、利用者の継続的な関心をいかに引きつけていくか、具体的な取組をお尋ねいたします。

次に、岐阜県立多治見病院の経営改善に向けた今後の方針についてお伺いいたします。

岐阜県立多治見病院は、東濃圏域における基幹病院として高度急性期医療や政策医療を担い、地域住民の健康を支える重要な役割を果たしており、新中央診療棟の開設を機に地域医療のさらなる充実が期待されています。

こうした中、今定例会で県立多治見病院の第四期中期目標が議案として提出されております。病院は、本目標に基づいて中期計画を立て、岐阜県に認可を得ることとなっておりますが、この目標には病院運営の効率化、

地域医療構想を踏まえた医療提供体制の強化、診療体制の充実、そして政策医療の推進が含まれます。

より具体的に申し上げますと、第四期中期目標では、より質の高い医療の提供を掲げ、診療体制の充実や地域の医療機関との役割分担、医療DXの導入などが重要視されています。また、新中央診療棟の運用を最大限に活用し、手術支援ロボット、骨髄移植や高精度放射線治療装置などによる高度医療の提供など、医療の高度化も定められています。

しかしながら、現状の多治見病院は財政赤字が続き、経営基盤が脆弱な状態にあります。このため、第四期中期目標の達成のために必要となる新たな設備投資や医療従事者の確保が難しく、医療サービスの質に悪影響を及ぼす可能性さえある状況です。また、特に看護師不足が慢性化しており、現場の医療従事者に過度な負担をかける状況が続いています。このような課題に対し、医療の質を保ちながら経営を安定させるため、岐阜県からの動線改善が遅れており、患者が施設内で戸惑う状況が見受けられます。実際に患者からは、新中央診療棟へのアクセスがよりスムーズになるよう動線の改善を求める声が届いております。

また、医療従事者の確保に向けた具体的な方策として、職場環境の改善や待遇の見直しが必要ではないかと考えます。岐阜県立多治見病院が政策医療を進める上で、今後も東濃圏域の医療の中核としての役割を果たすには、課題の一つ一つに対して具体的な解決策を講ずることが必要です。

そこで、健康福祉部長にお伺いいたします。岐阜県として、多治見病院と一緒に病院の経営改善を図るためにどのように取り組まれるか、今後の方針についてお尋ねいたします。

次に、養護老人ホームの安定的な運営についてお伺いいたします。

養護老人ホームは、老人福祉法に基づく措置施設として設置され、環境や経済的な理由で居宅生活が困難な方々を受け入れるセーフティネットとしての役割を果たしています。また、入所者が心豊かに暮らせる環境が整えられており、地域のボランティアによるイベントも開催されるため、入所者が孤立することなく充実した生活が送られております。

現在の養護老人ホームについて触れたいと思います。かつては、養護老人ホームの入所者は比較的自立した生活を送っている方が多く、日常的に町に出かけて食事をしたり、嗜好品を購入したりする姿が見られました。しかし、近年では病院からの紹介で入所するケースが多いことや、低所得者層が有料老人ホームなどへの入居が難しい現状があります。また、要介護一・二の方も養護老人ホームを選択せざるを得ない状況にあり、さらに要介護三・四へ進行した場合でも、特別養護老人ホームへの入所待ちとなることがあります。その間、養護老人ホームで対応を続けざるを得ない実態があり、養護老人ホームと特別養護老人ホームの違いが曖昧になっている状況です。

特に、夜間対応については深刻な課題があります。養護老人ホームの人員配置基準では、夜間に宿直者を一名称置することが求められています。しかし、現在の実態では、宿直業務に加え、特別養護老人ホームの介護職員が担うおむつ交換や夜間の見回りなど業務を行う必要があります。さらに、措置費の人員配置基準では、入所者の身の回りの支援を行うスタッフを支援員と定め、介護職員と区別しています。しかし、入所者の要介護度が上昇する中、現場では支援業務ではなく介護業務を求められることが増えていきます。措置費の基準と現場の実態が乖離している状況にあります。

また、養護老人ホームの運営は、主に措置入所と契約入所からの収入に依存しています。措置入所者の場合

は、その費用は市町村が負担することになり、入所者の生活費や施設の運営費が賄われます。一方、契約入所は、措置入所に影響のない範囲において、取扱人員総数の二〇%を上限として入所が認められている制度で、その費用は入所者やその家族が直接施設と契約して支払われます。このため、収入源の確保といった意味で契約入所は有効であり、満室をキープしたいところですが、措置入所に影響が出てはいけないため、措置をする人がどれだけいるのか、どれだけ増えるのか分からない中で、空室をあえて確保しておく必要があります。契約入所を増加させようにも難しい現状があります。

契約入所者の多くが低所得者であるため、実際には費用の徴収が困難な場合があります。その結果、施設の運営者は限られた収入の範囲内でやりくりを余儀なくされる一方、施設の維持管理にも費用がかかるため、職員の給与を抑えるか、利用者の生活レベルを下げるといった苦渋の選択が迫られることがあります。要するに、施設運営には、事業者の裁量では解決できない構造的な課題が影響を及ぼしています。

本県では、老人福祉施設を対象とした岐阜県老人福祉施設等整備費補助金を用意し、支援を行っているところですが、例えば空調設備や高圧受電設備、非常通報装置などの生活や安全に直結する設備の更新・修繕が補助対象外となっております。このため、施設運営者は、これらの費用を捻出するためにさらなる負担を抱えることとなります。

施設は必ず古くなり、維持管理が必要になります。この補助金の補助の対象に、空調設備や非常通報装置、高圧受電設備など利用者の生活上と施設の安全確保に直結する設備の更新・修繕を補助の対象に加え、財政面などの支援を強化することで施設運営者の負担を軽減し、施設の安定的な運営を確保するために県として取り組んでいくことが必要なのではないでしょうか。

養護老人ホームが果たすべき役割を十分に発揮できる体制が強化されるとともに、利用者の生活の質の向上を願ひ、健康福祉部長にお伺いします。

養護老人ホームの安定的な運営を確保するため、県としてどのように取組を行っているのかお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（伊藤秀光君） 商工労働部長 兼松伸和君。

〔商工労働部長 兼松伸和君登壇〕

○商工労働部長（兼松伸和君） 人材確保に向けた県内企業の魅力発信についてお答えします。

企業の若手人材の確保対策は、県経済の持続発展に関わる重要な政策です。特に、高校低学年から県内企業の魅力に触れ、地元で働くことに関心を持ってもらう事業に注力しているところでございます。

これまで高校生の企業見学会、愛知県での企業展などを実施してきました。特に今年度からは、高校及び大学の低学年を中心に、県内外の十五校と連携し、地元企業の魅力を学ぶ取組も進めています。しかし、人口減少、都市部への人材流出、進学率上昇などにより、年々若手人材確保はより困難さを増すものと予測されます。そのため、今後とも人材確保対策を一層充実強化し、特に企業フェスの高校生の日は規模の拡大や他圏域での開催なども視野に、参加企業の御意見を伺いながら、高校生の参加機会拡充に向け検討いたします。さらに、県の就職情報サイトに高校生専用ページを新設するとともに、高校卒業時にジンチャレ！に登録いただき、進学後もSNS等でUターン就職情報を発信するなど、高校生から大学生までの情報発信の強化に取り組みます。

○副議長（伊藤秀光君） 危機管理部長 平野孝之君。

〔危機管理部長 平野孝之君登壇〕

○危機管理部長（平野孝之君） 岐阜県公式LINEアカウントの登録促進と防災情報発信の強化についてお答えをいたします。

初めに、LINEアカウントの登録促進に向けては、これまでも簡単に登録が可能な二次元コードを備えたチラシを作成し、県広域防災センターやショッピングセンターなどで行うイベントにおいて、来場者に直接登録を呼びかけるほか、清流の国ぎふ防災・減災センターの各種講座への参加者など、幅広く周知を行ってまいりました。今後も新聞や各戸配布の地域情報誌へ広告を掲載するなど、様々な場面で周知し、登録者数を増やすよう努めてまいります。

次に、発信する防災情報については、現在大雨警報等の気象情報、地震情報、避難情報など、自動で発信される情報とともに、防災に関するイベント情報を随時発信しているところです。今後、これらに加え、例えば防災に関するワンポイントアドバイス、台風、大雨、火災といった季節ごとの備えや注意点、最新の役立つ防災グッズの紹介などについて、写真やイラストを活用し、見やすく工夫することで、一層関心を引く内容となるよう努めてまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 健康福祉部長 丹藤昌治君。

〔健康福祉部長 丹藤昌治君登壇〕

○健康福祉部長（丹藤昌治君） 県立多治見病院の経営改善に向けた今後の方針についてお答えいたします。

県立多治見病院においては、新型コロナウイルス関連補助金の大幅な減少や物価高騰に伴う材料費の負担増に加え、

新中央診療棟の竣工などの施設整備も重なり、厳しい経営状況が続いているところです。こうした状況を改善するため、県立多治見病院では、本年十月から独自にコンサルタントを活用し、患者数の増加に向けた調査を実施しているほか、看護師の確保・定着につながる施策の提言や実行支援を受けるなどの取組を進めています。また、県においても、公立病院として担う救急医療、周産期医療などの政策医療や不採算医療に係る経費について、地方公営企業の繰出基準に準じて負担しており、本年度は新中央診療棟の医療機器整備費用の増加などから前年度比約一億五千万円増の十九億円余を計上しているところです。

県では、今後とも、県立多治見病院と現状分析や課題を共有し、中期目標において位置つけた東濃圏域の基幹病院としての役割が果たせるよう、連携を密にしながら対応してまいります。

次に、養護老人ホームの安定的な運営についてお答えいたします。

民間の養護老人ホームの主な収入源である措置費については、本年四月に介護報酬が改定され、一・五九%の引上げが行われたことなどを踏まえ、施設の所在するほとんどの市町村で改定済みまたは改定予定であり、多くの施設で収入増が見込まれます。

一方、国は、介護報酬の引上げに伴う改定のみならず、消費者物価指数や人事院勧告等による人件費の増加率を参照するなど、地域の実情を踏まえた市町村独自の改定も行うよう求めており、今後、措置費を適切に算出するための計算式の提供や都道府県向けの説明会が予定されています。県としては、こうした国の動向を踏まえ、介護報酬の引上げの対応を含め、適切に措置費の改定が行われるよう市町村に助言してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 四十七番 岩井豊太郎君。

〔四十七番 岩井豊太郎君登壇〕（拍手）

○四十七番（岩井豊太郎君） 古田知事にとりましては、最後の議会であります。また、私はこの最後の登壇者としてこれから質問させていただきたいと思ひます。

今日は二問質問させていただきましたが、最初の二問は地元の、先般、台風十号が来まして大きな被害を受けましたので、地元の治水対策を中心に質問をさせていただきたいと思ひます。

本年八月三十一日に発生いたしました台風十号による被害は、西濃地域には近年にない大きな災害をもたらしました。通常、大垣市内の雨水は二百四十六の河川と主要幹線水路によって内水が排除され、さらに十五の一級河川によって揖斐川へ排水されます。一級河川の水位の上昇により、主要幹線水路の水位が相対的に低くなるため、自然排水ではなく機械排水によらなければなりません。

このような地理的条件で、雨が降り始めた本年八月二十六日から九月一日までの総雨量は二百五十ミリを超えまして、特に三十一日の大垣市の赤坂雨量計測所では、午前八時四十分から三時間の降水量は百六十二ミリを観測いたしました。

このような状況の中、杭瀬川上流、また池田町市橋地内に避難指示が、また大垣市赤坂東地区には緊急安全確保が出されました。このたびの台風十号による被害は、杭瀬川、水門川の被害によるものも含めまして、池田町全域で床下浸水が十一棟、大垣市全域で床上浸水が十五棟、また床下浸水が百二十二棟でありました。

御存じの方も多いかと思ひますが、水門川流域の八島町は、大垣駅北口から約二キロメートルにある第一種住居地域で多くの住宅があります。八島町では今回の水害で床上浸水二棟、また床下浸水四十六棟の被害がありました。

八島町は、過去、平成十六年、二十五年、二十八年、二十九年、また令和四年と今年とで近年だけでも六回

の床上・床下浸水の被害に見舞われております。このような駅に近い第一種住居地域が度々水害に見舞われているところは県内にどこにもないと思います。地元の住民の皆さんは、水害のない安心して生活ができる地域にしてほしいと強く要望しております。

このような実情は県も十分承知しておられまして、そこで県がこの現状の解決に向けて、現在どのような取組をしておられるか、また地元の住民の皆さんに納得できるような説明をしていただきたいと思っておるわけです。

水門川は、大垣市北部の笠縫町付近に源を發しまして、中心市街地や住宅地、また商業、工業地域を流れる延長十四・五キロメートルの河川であります。水門川の治水対策については、二年ほど前に加納川に調節池が完成いたしましたして、下流では排水機場の統合も今進められておるわけです。また、上流部の大垣病院の近くでは、杭瀬川への放水路の計画も現在進められております。

水門川の排水機場の完成までには多くの時間と事業費が必要ですが、整備が進めば、昭和三十六年六月の豪雨と同規模の降雨に対しても床上浸水被害が防止できるとされておりますが、水門川の最上部にある八島町の住民の皆さんはその恩恵にあずかることができませんが、度重なる水害に頭を悩ませております。目に見える治水対策、特に放水路の整備には大きな期待をしておられます。ぜひ、早期の完成を目指して事業推進をしていただきたいと思っております。

そこで、杭瀬川、また水門川の両河川の治水対策に関して今後どのように取り組まれるか、県土整備部長にお尋ねいたします。

二問目の質問といたしまして、流域治水として効果的な田んぼダムの取組状況について、今後の推進につい

てお尋ねしたいと思います。

近年、気候変動の影響により、二十一世紀末には全国平均で降雨量が一・一倍、洪水発生頻度が二倍になるという試算がなされております。このような状況に対応し、ハード面の整備の加速化・充実や洪水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、また企業、住民等あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の実効性を高める法的枠組み、流域治水関連法が令和三年七月に施行されました。今後の流域治水は、国が示しているように、地元の自治体、また流域住民が一体となつて取り組まなければなりません。

流域治水に関する取組として、県内では、先ほども申しました大垣市の加納川流域に整備されております洪水調節池があります。この調節池の貯水容量は一万二千トンで、建設費は約十一億円であります。このほか、大垣市の北小学校のグラウンドを活用した流出抑制対策などがあります。水田に降った雨水をすぐに排出せず、一度水田のため、時間をかけてゆっくりと排出し、水路や河川の水位の上昇を抑えることであふれる水量や範囲を抑制することができる田んぼダムという方法があります。田んぼダムとは、このように水田を利用して地域やその下流域の湛水被害を低減するための取組であります。大規模な施設を建設することなく、安価で浸水被害を防ぐことができるとして、全国各地で取組が広がっております。

ここで田んぼダムの有利な面を紹介いたしますと、田んぼダムの貯水容量は、例えば十ヘクタールの水田に三十センチの水位で貯水いたしますと、その容量は三万トンになります。このことは、十ヘクタールの水田で加納川に建設された、先ほどの洪水調節池の貯水容量の約三倍の貯水ができるということになります。この結果から、田んぼダムのほうが費用と効果の面からものはるかに有効だと考えられます。

県内に多くの水田があります。地権者に田んぼダムの理解が広がれば、水田に相当量貯水ができるというところが見込まれるわけでして、このことから田んぼダムは流域治水として非常に有効であると考えられます。そこで、本県では、最近試験的に田んぼダムの事業に取り組んだと聞いておりますが、これまでの成果とその成果を踏まえて、今後田んぼダムにどのように取り組んでいかれるか、農政部長にお考えをお伺いいたしまして、一回目の質問を終わります。

○副議長（伊藤秀光君） 県土整備部長 野崎眞司君。

〔県土整備部長 野崎眞司君登壇〕

○県土整備部長（野崎眞司君） 台風十号による被害を受けた杭瀬川・水門川の治水に関する取組についてお答えいたします。

両河川の整備は、現在新五流域総合治水対策プランに基づき計画的に進めており、杭瀬川では改修に伴う赤坂大橋の架け替え、また水門川ではJ R下流区間の改修工事などを進めております。こうした中、今回の浸水被害を受け、直ちに有識者、庁内関係部局、関係市町による災害検証委員会を立ち上げ、被災原因の究明、農地・輪中堤の治水効果の検証とともに、実施中の事業を可能な範囲で加速する方針案を十一月末に取りまとめるところです。

具体的には、杭瀬川では、赤坂大橋上流の赤坂新橋の架け替えを進めるほか、河川内の堆積土砂の除去、立木伐採を進めてまいります。

水門川では、河川改修を継続するとともに、河川の拡幅困難な住宅密集地への対策として、杭瀬川に影響を与えない範囲で洪水時に水を流す地下放水路の調査設計、用地買収を進めてまいります。

今後も、激甚化・頻発化する水災害の軽減に向け、計画的な河川改修とともに、あらゆる関係者と連携をしながら、流域治水に取り組んでまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 農政部長 足立葉子君。

〔農政部長 足立葉子君登壇〕

○農政部長（足立葉子君） 流域治水として有効な田んぼダムの取組状況と今後の推進についてお答えいたします。

令和四年度から、モデル地区三か所で雨水を一時的に貯留し、排水量を抑制することで、下流の排水路等への効果を検証してまいりました。その結果、大雨の際に排水路の水位上昇を一定程度抑える効果があることを確認しております。この結果を踏まえ、田んぼダムの効果や維持管理の注意点などをまとめた導入マニュアルを今年度中に策定し、市町村に対して取組が加速するよう働きかけてまいります。

また、田んぼダムは面積が大きいほど効果を発揮するため、圃場整備を行う場合には、地元の協力を得ながら取り組んでいただくよう積極的に促しており、垂井町平尾地区をはじめ県内五地区で導入が計画されるなど、取組が拡大しているところでございます。

今後は、圃場整備済みの地域においても導入いただけるよう、田んぼダムに必要なあぜの補強や排水口の整備に対する支援を検討してまいります。

○副議長（伊藤秀光君） 四十七番 岩井豊太郎君。

〔四十七番 岩井豊太郎君登壇〕

○四十七番（岩井豊太郎君） それでは、二番目の質問に移りたいと思います。

海外戦略に関する知事さんの考え方をお聞きしたいと思います。

いよいよ県政史上最長となる五期二十年に及んだ古田知事の任期が終わろうとしております。これが古田知事にとつての最後の県議会、その中で最後の質問者となりました。

古田知事が就任した最初の平成十七年二月定例会で、私は県議会議長を務めさせていただいております。

古田知事は、現場主義、また対話重視を信条に県政に推進すると宣言され、古田県政がスタートいたしました。今回の質問は、当時を思い出しながら、古田県政二十年間の評価をしたいと思いますと思っております。

まず第一に評価するのは、危機管理事案への対応のすばらしさであります。

本県は、この二十年間、様々な危機管理事案に遭遇いたしました。これに對し、徹底した調査と処分、十九億一千七百七十五万円の返還、さらには再発防止策を県政再生プログラムとして取りまとめ、県政の信頼回復につなげました。

次に、国の三位一体改革や景気低迷による一般財源の急速な減少と、前知事時代に急増した借金の返済などにより県財政が急激に悪化いたしました。この財政危機に對しては、県政史上初めてとなる職員の給与カットなど思い切った歳出削減策を行財政改革アクションプランとして取りまとめ、起債許可団体からの脱却に成功いたしました。

また、自然災害では、毎年のように見舞われた豪雨災害や平成二十六年の御嶽山噴火、またウイルスとの戦いでは高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、そして最大の危機であった新型コロナウイルスといったように、常に何らかの危機管理事案に見舞われてきました。

特に新型コロナウイルスでは、誰も経験したことのない未曾有の危機管理事案でありましたが、速やかな対

応を指示されたと伺っております。また、コロナ関連で支給した飲食店等の営業時間短縮に対する協力金も東京都に次いで全国二番目に開始されるなど、経済対策について迅速な対応をされたことは経済界から高い評価を得ているのではないかと思います。

このように、古田知事は、危機管理事案発生の都度、先頭に立って事案の処理に当たってこられました。その結果、県民への被害、また影響を最小限に抑えることができたと思います。このような各事案への対応を国は評価し、岐阜モデルと言われるなど、その後の他県における対応の模範となることもありました。

次に、二番目に評価したいのは、全国的なイベントの開催を通じて、岐阜県民に一体感と誇り、自信をもたらししたことであります。

この二十年間、実に多くの大規模な全国規模のイベントを実施することができました。平成十八年の全国植樹祭、平成二十二年の海のない岐阜県で、河川での初開催となる全国豊かな海づくり大会、平成二十四年のぎふ清流国体、またぎふ清流大会、平成二十七年の全国育樹祭、平成二十八年の全国レクリエーション大会、全国農業担い手サミット、そして今年の清流の国ぎふ総文二〇二四、「清流の国ぎふ」文化祭二〇二四など、これだけ数多くのイベントを県民総参加で実現できたのは、古田知事の強いリーダーシップのたまものであり、県民にとってはやればできるといった大きな自信と、美濃・飛驒という地域の枠を超えた岐阜県民としての一体感を醸成できたのではないかと思います。

先日開催された「清流の国ぎふ」文化祭二〇二四開会式では、まさに古田県政の二十年の総決算ともいうべき素晴らしい開会式だったと感心しております。こうしたことにより、皇室四大行事を全て開催された初めての知事として、後世に受け継がれるのではないのでしょうか。

それと、忘れてはならないのは、誰一人取り残されることのない清流の国ぎふづくりの一環として、障がい者への支援に重点的に取り組まれたことであります。岐阜市鷺山地区を中心に、福祉、医療、スポーツ、教育、就労といった機能を有する支援拠点として、ぎふ清流福祉エリアを整備するとともに、県下各地に特別支援学校を整備したことは、障がいのある子供を持つ親御さんにとって安心できる環境が整ったということではないかと思えます。

また、少子化対策についても、古田知事就任当初から少子化を大きな問題と捉え、当時の総合企画部に少子化担当次長を配置し、条例・計画・アクションプランの三点セットをいち早く整備、またぎふっこカードを開始するなど、様々な少子化対策を全国に先駆けて展開されました。

さらに、御嵩町の亜炭鉱廃坑対策も古田知事の手腕によるところが大きい施策の一つだと思います。関係省庁への要望を通じた基金の造成を行って埋め戻しを進めており、おおむね六割程度まで完了する見込みだと聞いておりますが、従来は陥没事故が度々発生するために御嵩町から出ていく人が多かつたようですが、埋め戻しが進み、陥没の不安が小さくなったために人口流出も少なくなり、むしろ戻ってくる住民も増えているようで、古田知事の大きな功績の一つだと思います。

このように評価に値する様々な施策を展開された中で、私が最大限に評価したいのは、岐阜県のブランド力を高めたことであります。岐阜県には観光地、また食べ物、工芸品など優れたものが数多く存在しておりますが、昔から作り上手の売り下手と言われているように、日本の中で知名度があまり高くありませんでした。このような状況に対し、古田知事は岐阜県のブランド力を高めるために、本県のすばらしい素材を海外の人に評価してもらい、一流であるというお墨つきを得て国内で勝負するという手法に取り組みされました。

その最たるものが世界遺産の獲得であります。平成七年のユネスコ世界文化遺産の白川郷合掌造り集落に始まり、古田知事の任期中にはユネスコ世界無形文化遺産の本美濃紙、また山・鉾・屋台行事、風流踊、世界かんがい施設遺産の曾代用水、また世界農業遺産の「清流長良川の鮎」と、数多くの素材が世界遺産に認定され、岐阜県のブランド力アップに貢献しております。

なお、先ほど申し上げたユネスコ世界無形文化遺産の山・鉾・屋台行事には、高山祭の屋台行事、古川祭の起し太鼓・屋台行事、そして私の地元、大垣市の軸行事が登録されております。

また、人の生活、水環境、漁業資源が相互に深く関わり連環する長良川システムは国内外で高く評価されているとともに、これらの取組の情報発信拠点として、平成三十年には清流長良川あゆパークも整備され、取組が順調に推移しております。

つい先日には、世界無形文化遺産に「日本の酒造り」が新たに認定されました。岐阜県も日本酒の輸出に力を入れており、海外で数多くの賞を獲得するなど高い評価をいただいておりますが、今後追い風になることは間違いないと思います。

次に取り組まれたのは、世界の一流との連携による差別化であります。

まず、岐阜県かみがはら航空宇宙博物館のリニューアルの例を紹介します。この施設を県・市共同で拡張する際に、世界に冠たる博物館を目指せと号令され、アメリカのスミソニアン航空宇宙博物館、フランスのル・ブルジェ航空宇宙博物館といった世界一流の博物館と連携協定を結び、展示物の貸与や企画展の開催などを通じて他の国内の博物館とは一線を画す一流の博物館に生まれ変わりました。先日には、新たに企画展示棟「スペースボックス」が完成し、さらなる誘客が期待されます。

次に、抜群の知名度はあるものの、一度も訪れたことがない方が多かつた関ヶ原古戦場に関しましては、博物館機能とアミューズメント機能を併せ持ち、ここに来れば関ヶ原の戦いの全てが分かる施設として岐阜関ヶ原古戦場記念館を造られました。この一階で見ることが出来る映像についても、古田知事のこだわりがありまして、あたかも自分が戦場にいる臨場感を体験できるように、椅子を振動させたり、また風を吹かせるなどの工夫がなされております。この記念館という関ヶ原古戦場の中核となる施設ができ、周辺の史跡を巡るウォーキングコースなどの整備がされまして、西濃地域に大きな観光の拠点ができたのではないかと思います。

この記念館の整備に先立ち、アメリカ南北戦争激戦地となったゲティスバーグ、またナポレオン戦争の舞台となったベルギーのワテローと世界三大古戦場との交流を開始し、記念館にも関連コーナーを設けることで古戦場の魅力アップにつなげ、その魅力を国内外に発信しています。来年度は交流開始から十周年を迎えるということで、新たな展開に期待したいと思っております。

さらに取り組まれたのは、海外に岐阜県の素材を持ち込み、高い評価を得ることで、国内での認知度を高めたことでもあります。

食の分野では、飛騨牛をヨーロッパに持ち込み高い評価を得ることで、国内でも人気のブランド肉に成長させました。一方、工芸品に関しましては美濃和紙、また陶磁器、刃物などをヨーロッパの著名なデザイナーとコラボいたしました。ヨーロッパで開催される展示会に出展いたしました。岐阜県の工芸品のすばらしさを世界に発信するとともに、新たな販路拡大にもつなげておるわけです。

このような岐阜県のブランド力を高める最大の取組は、飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクトであります。観光・食・モノを一体として、古田知事のトップセールスによって売り込む手法であります。県ではこのプ

プロジェクトを他県より早い段階から欧米で展開されてきました。

プロモーションに際しては、地歌舞伎の方に同行していただき、演目を披露していただくとともに、地歌舞伎のメイク、また浴衣や甲冑の着つけなどの体験コーナーを設け、岐阜県の文化を体感してもらう取組も宣伝効果抜群だったと思います。

このようなプロジェクトにおいて、岐阜県の三位一体のプロモーションを実施する際の古田方式と呼んでもいいのではないかと思う取組が、現地の大使館のネットワークを活用したことであります。この手法は、古田知事の外務省時代のネットワークを活用した非常に効果的な手法であったと思います。

また、このプロジェクトでの売り込みを一過性のものに終わらせないための取組も並行して実施されております。海外にある小売店や飲食店と連携し、工芸品や飛騨牛、アユといった食材のPR等を行ってもらうGAS、これはグローバル・アンテナ・ショップということなんですけど、九つの国と地域で十五店舗、飛騨牛海外推奨店の認定が十七の国と地域で七十二店舗、また先般タイで岐阜鮎海外推奨店を二店舗認定しており、合計で二か国、四店舗と着実に増加し、県産品の販路拡大に大いに寄与しております。

これまで岐阜県を象徴するキーワードがなかなか見いだせなかった中で、清流というアイデンティティーの下、「清流の国ぎふ」を打ち出し、岐阜といえば清流、清流といえば岐阜と言われるようになり、古田知事が岐阜県知事でよかったと、私は大いに評価したいと思っております。

これまでの五期二十年間を振り返り、自分の評価はなかなかしにくいものでありますが、あえて知事自身はどのように評価されておられるでしょうか。私は百点満点をつけてもいいと、そのように思っております。これまで申し上げてきたとおり、知事が五期二十年間の様々な施策を展開された中で、私が最も評価したいのは

岐阜のブランド力、特に海外の方に評価していただく取組だと思います。

そこで、最後に古田知事にお尋ねいたします。

次の知事が誰になられるか分かりませんが、海外戦略についてしっかりと傳承していただく必要があると思います。今後の海外戦略に関する知事のお考えをお聞かせください。

本当に長い間お疲れさまでございました。心から感謝を申し上げます。

私から古田知事に対する最後の質問を以上で終わりたいと思います。皆さん、御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(伊藤秀光君) 知事 古田 肇君。

(知事 古田 肇君登壇)

○知事(古田 肇君) たいま岩井議員には、この二十年の県政を大変丁寧に戻っていただきました。また、過分なお言葉をいただきました。誠にありがとうございます。

思えば、二十年前、私にとりましての県議会答弁の初めの一步を踏み出した際に、「知事 古田 肇君」と御指名いただいたのが、当時議長をしておられた岩井議員でございました。今回、議会答弁の最後の一步の機会をいただいたのも岩井議員ということで、深い御縁というか、運命のようなものを感じておる次第でございます。

さて、御質問の海外戦略についてでございますが、海外でのプロモーションにおいて、私は、本県には清流が育んできた伝統・文化・たくみの技が今も暮らしの中に息づいており、「本物の日本が岐阜にある」と常々

申し上げてまいりました。これを相手に伝えるためには、まず自分自身が地域の魅力を徹底的に理解し、磨き上げ、誇りと確信を持つことが何よりも大切だと考えております。その上で、信念と思いを正面から投げかけることで、初めて相手方との率直な交流が成り立つと、そんな思いで一貫して取り組んできた次第でございます。

その取組について、私なりに整理させていただきますと、まず第一には、世界に誇れる地域資源の発掘とブランディングでございます。このため、国内外に誇れる新たな観光資源を掘り起こして育てていく岐阜の宝もの認定プロジェクト、その次のステップとして、世界水準でサステーナブルツーリズム（持続可能な観光）を進める地域としての岐阜未来遺産の認定制度を立ち上げまして取り組んできました。

そして、海外からの観光誘客、海外への農畜産水産物、県産品売り込みを進める飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクトにより、観光、食、地場産業などの魅力を磨き上げ、ブランディングし、発信する戦略を進めてきた次第でございます。

加えて、第二には、本県の多様な魅力が世界レベルで高い評価を得ることができるよう、ユネスコをはじめ国際関係機関に積極的に働きかけてまいりました。その結果、県内の地域資源が次々とユネスコ無形文化遺産やFAO世界農業遺産に登録され、また白川村、長良川流域、下呂、高山の各地域が令和二年から五年連続で世界の持続可能な観光地百選などの国際認証を取得してきております。さらに昨年には、持続可能な観光地づくり国際ネットワーク（INSTO）に我が国として初めて本県の加入が認められ、岐阜県がサステーナブルツーリズムの先進地であることを世界に強く印象づけることができましたと考えております。

また、海外の著名なデザイナーと県内ものづくり企業とのマッチングにより新商品を開発し、これを世界最

高峰の展示会である、例えばメゾン・エ・オブジェ・パリ、あるいはミラノ・サローネで発表してまいりました。さらには、世界三大古戦場連携や米、欧、そしてロシアとの航空宇宙博物館連携により国際ネットワークを形成し、アピールを強化してまいりました。

第三に、こうした本物の岐阜を伝える三位一体プロモーションであります。観光・食・モノの三分野を一体としてPRをする。そして、国、これは大使館、ジェットロ等も含めてであります。県、業界団体、三者の連携といった二つの三位一体戦略で展開してまいりました。そして、ネットワークを構築した地域には、継続的なPR拠点となる飛騨牛海外推奨店、岐阜鮎海外推奨店、グローバル・アンテナ・ショップなどを設置してきた次第でございます。

そして第四は、海外戦略の基礎となる国際交流の推進であります。このため、自治体レベル、産業レベル、文化・芸術レベル、あるいは歴史的な出来事など、様々な交流の糸口を求めながら信頼のネットワークを構築していく地道な努力を続けてまいりました。これまでに交流した国と地域は二十八に及びます。また、直近では、「清流の国ぎふ」文化祭において「開かれた国際交流」をスローガンに十か国に参加いただき、文化の交流が実現しました。これを契機として、今後これまでの観光・食・モノにさらに文化を加えた四位一体で取り組むことで、PR効果がより高まるのではないかと感じております。

以上は、この二十年間、手探りから挑戦を続けてきた結果でございます。そして、これらに共通するのは継続的な取組というところでございます。例えば、人が動けないコロナ禍においても食とモノを動かし、国際見本市をはじめ世界にアピールし続けてきたことが、コロナ後のインバウンド急回復、急増につながっております。先ほど議員からはしっかり伝承していく必要があるというお言葉をいただきましたが、変化の著しい時代に

あつて、伝承・継続に加えて不断の進化・発展を追求していくことが重要ではないかと思っております。

私としては、これまで県行政の役割として、市町村や民間の方々々が海外展開するきっかけづくり、海外で挑戦する場づくり、そして海外プレーヤーとの間をつなぐ、あるいはコーディネートするネットワークづくりといったことを進めるべく力を注いでまいりました。最近では、県内市町村や事業者の皆さんが自ら直接海外連携を目指されるケースも見られておりまして、海外戦略のバリエーションアップとして、さらに積極的に挑戦していただきたいと思っております。

そして、岐阜県にはまだまだ磨き切れていない本物の岐阜がたくさんあります。例えば、川下り復活を目指す木曾川中流域観光、松本高山ビッグブリッジ構想による新たな山岳観光圏、福井・滋賀との戦国武将周遊観光、そして先般ユネスコ無形文化遺産に登録された日本酒なども大きな可能性を秘めていると思っております。したがって、国際交流の相手国・地域や提携先、それからテーマ、岐阜県側の担い手など、今後一段と多様なアプローチ、連携が可能であり、さらなる模索が必要であります。

以上、若干の私の思いを述べさせていただきましたが、こうしたことにとらわれることなく、大いに議論をし、海外戦略を発展させていっていただきたいというふうに考えております。

以上をもちまして、私の最後の議会答弁を終わらせていただきます。長い間ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（伊藤秀光君） これをもって一般質問並びに議案に対する質疑を終結いたします。



○副議長（伊藤秀光君） お諮りいたします。ただいま議題となっております各案件は、お手元に配付の議案及び請願付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託の上、審査することになつたと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤秀光君） 御異議なしと認めます。よつて、ただいま議題となっております各案件は、お手元に配付の議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、審査は十二月十八日までに終了し、議長に報告を願ひます。

令和六年第五回岐阜県議会定例会議案及び請願付託表

委員会名	付託案件
総務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議第百二十九号のうち歳入予算補正及び歳出予算補正中総務委員会関係 ○ 議第百三十六号から議第百三十八号まで ○ 議第百四十五号 ○ 議第百五十七号 ○ 議第百六十二号のうち歳入予算補正及び地方債補正 ○ 請願第二十九号
企画経済委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議第百二十九号のうち歳出予算補正中企画経済委員会関係及び債務負担行為補正中企画経済委員会関係 ○ 議第百四十一号 ○ 議第百五十三号 ○ 議第百六十二号のうち歳出予算補正中企画経済委員会関係、繰越明許費補正中企画経済委員会関係及び債務負担行為補正中企画経済委員会関係

<p>厚生環境委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議第百二十九号のうち歳出予算補正中厚生環境委員会関係、繰越明許費補正中厚生環境委員会関係及び債務負担行為補正中厚生環境委員会関係 ○ 議第百三十号及び議第百三十一号 ○ 議第百二十九号及び議第百四十号 ○ 議第百五十号 ○ 議第百五十八号から議第百六十一号まで ○ 議第百六十二号のうち歳出予算補正中厚生環境委員会関係 ○ 請願第三十号及び請願第三十一号
<p>農林委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議第百二十九号のうち歳出予算補正中農林委員会関係、繰越明許費補正中農林委員会関係及び債務負担行為補正中農林委員会関係 ○ 議第百六十二号のうち歳出予算補正中農林委員会関係、繰越明許費補正中農林委員会関係及び債務負担行為補正中農林委員会関係

<p>土木委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議第二百二十九号のうち歳出予算補正中土木委員会関係、繰越明許費補正中土木委員会関係及び債務負担行為補正中土木委員会関係 ○ 議第三百三十二号から議第三百三十五号まで ○ 議第四百四十二号から議第四百四十四号まで ○ 議第四百四十七号から議第四百四十九号まで ○ 議第五百五十二号 ○ 議第五百五十四号から議第五百五十六号まで ○ 議第六百六十二号のうち歳出予算補正中土木委員会関係及び繰越明許費補正中土木委員会関係 <p>関係</p>
<p>教育警察委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議第二百二十九号のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係 ○ 議第四百四十六号 ○ 議第五百五十一号 ○ 議第六百六十二号のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係 ○ 請願第二十八号



○副議長（伊藤秀光君） お諮りします。委員会開催等のため、明日から十二月十八日までの五日間休会したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤秀光君） 異議なしと認めます。よつて、明日から十二月十八日までの五日間休会とすることに決定いたしました。

+++++

○副議長（伊藤秀光君） 以上をもつて、本日の日程は全て終了いたしました。

十二月十九日は午前十時までに御参集願ひます。

十二月十九日の日程は追つて配付いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時四十八分散会

+++++

第四号 十二月十三日

三三〇